

平成 25 年三重県議会定例会  
総務地域連携常任委員会説明資料  
目 次

◎議案補充説明

1 議案第 109 号

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案について・・・ 1

◎所管事項

- 1 「平成 25 年版成果レポート（案）【地域連携部抜粋版】」について・・・（別冊 1）
- 2 地籍調査事業の推進について・・・ 11
- 3 「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」について・・・ 17
- 4 宮川流域ルネッサンス事業について・・・ 31
- 5 地域スポーツの推進について・・・ 35
- 6 競技力向上の取組について・・・ 37
- 7 第 76 回国民体育大会の開催準備について・・・ 41
- 8 南部地域活性化プログラムの取組状況について・・・ 61
- 9 審議会等の審議状況について（報告）・・・ 69

○ 別冊資料

（別冊 1） 平成 25 年版成果レポート（案）【地域連携部抜粋版】

（別冊 2） 三重県競技力向上対策基本方針

（別冊 3） 第 76 回国民体育大会 競技施設基準

平成 25 年 6 月 19 日  
地域連携部

# 1 議案第 109 号

## 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案について

### ○三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案		現 行	
別表第二（第二条関係）		別表第二（第二条関係）	
一～六の二（略）	（略）	一～六の二（略）	（略）
六の三 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号。以下この項において「法」という。）、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号。以下この項において「省令」という。）、三重県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和五十六年三重県条例第三十三号。以下この項において「条例」という。）及び同法の施行のための規則に基づく次に掲げる事務	四日市市	六の三 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号。以下この項において「法」という。）、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号。以下この項において「省令」という。）、三重県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和五十六年三重県条例第三十三号。以下この項において「条例」という。）及び同法の施行のための規則に基づく次に掲げる事務	四日市市
イ 法に基づく <u>第一種動物取扱業</u> に関する次に掲げる事務		イ 法に基づく次に掲げる事務	
(イ) 法第十条第一項の規定による <u>第一種動物取扱業の登録</u>		(イ) 法第十条第一項の規定による <u>動物取扱業の登録</u>	
(ロ) 法第十条第二項の規定による <u>第一種動物取扱業登録申請書</u> の受理		(ロ) 法第十条第二項の規定による <u>動物取扱業登録申請書</u> の受理	
(ハ) 法第十一条第一項の規定による <u>第一種動物取扱業者登録簿</u> への登録		(ハ) 法第十一条第一項の規定による <u>動物取扱業者登録簿</u> への登録	
(ニ) 法第十一条第二項の規定による <u>第一種動物取扱業者への登録の通知</u>		(ニ) 法第十一条第二項の規定による <u>動物取扱業者への登録の通知</u>	
(ホ) 法第十二条第一項の規定による <u>第一種動物取扱業の登録拒否</u>		(ホ) 法第十二条第一項の規定による <u>動物取扱業の登録拒否</u>	
(ヘ) 法第十二条第二項の規定による <u>第一種動物取扱業登録拒否の通知</u>		(ヘ) 法第十二条第二項の規定による <u>動物取扱業登録拒否の通知</u>	
(ト) 法第十三条第二項において		(ト) 法第十三条第二項において	

準用する法第十条第二項の  
規定による第一種動物取扱  
業登録更新申請書の受理

(f) 法第十三条第二項において  
準用する法第十一条第一項  
の規定による第一種動物取  
扱業者登録簿への更新登録

(l) 法第十三条第二項において  
準用する法第十一条第二項  
の規定による第一種動物取  
扱業者への更新登録の通知

(x) 法第十三条第二項において  
準用する法第十二条第一項  
の規定による第一種動物取  
扱業更新登録の拒否

(ll) 法第十三条第二項において  
準用する法第十二条第二項  
の規定による第一種動物取  
扱業更新登録拒否の通知

(7) 法第十四条第一項から第三  
項までの規定による第一種  
動物取扱業者の変更届の受  
理

(7) 法第十四条第四項において  
準用する法第十一条第一項  
の規定による第一種動物取  
扱業者登録簿への変更登録

(h) 法第十四条第四項において  
準用する法第十一条第二項  
の規定による第一種動物取  
扱業者への変更登録の通知

(3) 法第十四条第四項において  
準用する法第十二条第一項  
の規定による第一種動物取  
扱業変更登録の拒否

(7) 法第十四条第四項において  
準用する法第十二条第二項  
の規定による第一種動物取  
扱業変更登録拒否の通知

(v) 法第十五条の規定による第

準用する法第十条第二項の  
規定による動物取扱業登録  
更新申請書の受理

(f) 法第十三条第二項において  
準用する法第十一条第一項  
の規定による動物取扱業者  
登録簿への更新登録

(l) 法第十三条第二項において  
準用する法第十一条第二項  
の規定による動物取扱業者  
への更新登録の通知

(x) 法第十三条第二項において  
準用する法第十二条第一項  
の規定による動物取扱業更  
新登録の拒否

(ll) 法第十三条第二項において  
準用する法第十二条第二項  
の規定による動物取扱業更  
新登録拒否の通知

(7) 法第十四条第一項及び第二  
項の規定による動物取扱業  
者の変更届の受理

(7) 法第十四条第三項において  
準用する法第十一条第一項  
の規定による動物取扱業者  
登録簿への変更登録

(h) 法第十四条第三項において  
準用する法第十一条第二項  
の規定による動物取扱業者  
への変更登録の通知

(3) 法第十四条第三項において  
準用する法第十二条第一項  
の規定による動物取扱業変  
更登録の拒否

(7) 法第十四条第三項において  
準用する法第十二条第二項  
の規定による動物取扱業変  
更登録拒否の通知

(v) 法第十五条の規定による動

一種動物取扱業者登録簿の  
開示

- (ウ) 法第十六条第一項の規定による第一種動物取扱業者の廃業等の届出の受理
- (ウ) 法第十七条の規定による第一種動物取扱業者の登録抹消
- (ネ) 法第十九条第一項の規定による第一種動物取扱業者の登録取消し又は業務停止命令
- (ケ) 法第十九条第二項において準用する法第十二条第二項の規定による第一種動物取扱業者への処分通知
- (ウ) 法第二十二条第三項の規定による動物取扱責任者研修の実施
- (ム) 法第二十二条の六第二項の規定による犬猫等の種類ごとの数等の届出の受理
- (ウ) 法第二十二条の六第三項の規定による犬猫等販売業者に対する犬猫等の検案書等の提出命令
- (ニ) 法第二十三条第一項及び第二項の規定による基準を遵守していない第一種動物取扱業者に対する改善及び措置勧告
- (ウ) 法第二十三条第三項の規定による勧告に従わない第一種動物取扱業者に対する措置命令
- (オ) 法第二十四条第一項の規定による第一種動物取扱業者に対する飼養施設の状況等の報告要求及び立入検査

物取扱業者登録簿の開示

- (ウ) 法第十六条第一項の規定による動物取扱業者の廃業等の届出の受理
- (ウ) 法第十七条の規定による動物取扱業者の登録抹消
- (ネ) 法第十九条第一項の規定による動物取扱業者の登録取消し又は業務停止命令
- (ケ) 法第十九条第二項において準用する法第十二条第二項の規定による動物取扱業者への処分通知
- (ウ) 法第二十二条第三項の規定による動物取扱責任者研修の実施
- (ム) 法第二十三条第一項及び第二項の規定による基準を遵守していない動物取扱業者に対する改善及び措置勧告
- (ウ) 法第二十三条第三項の規定による勧告に従わない動物取扱業者に対する措置命令
- (ニ) 法第二十四条第一項の規定による動物取扱業者からの飼養施設の状況等の報告要求及び立入検査
- (イ) 法第二十五条第一項の規定による周辺的生活環境を損

ねている者に対する勧告

(d) 法第二十五条第二項の規定  
による周辺的生活環境を損  
ねている者に対する勧告に  
係る措置命令

(e) 法第二十六条第一項の規定  
による特定動物の飼養許可

(f) 法第二十六条第二項の規定  
による特定動物の飼養許可  
申請書の受理

(g) 法第二十七条第二項の規定  
による特定動物飼養許可へ  
の条件の付与

(h) 法第二十八条第一項の規定  
による特定動物の飼養変更  
許可

(i) 法第二十八条第二項におい  
て準用する法第二十七条第  
二項の規定による特定動物  
飼養変更許可への条件の付  
与

(j) 法第二十八条第三項の規定  
による特定動物飼養者から  
の軽微な変更の届出の受理

(k) 法第二十九条の規定による  
特定動物の飼養許可の取消  
し

(l) 法第三十二条の規定による  
特定動物飼養者に対する措  
置命令等

(m) 法第三十三条第一項の規定  
による特定動物飼養者から  
の飼養施設の状況等の報告  
要求及び立入検査

(n) 法第三十五条第一項の規定  
による犬又はねこの所有者  
からの引取り及び引取場所  
の指定

(o) 法第三十五条第二項の規定  
による所有者の判明しない

ロ 法に基づく第二種動物取扱業に関する次に掲げる事務

(イ) 法第二十四条の二の規定による第二種動物取扱業届出書の受理

(ロ) 法第二十四条の三第一項及び第二項の規定による第二種動物取扱業者の変更届等の受理

(ハ) 法第二十四条の四において準用する法第十六条第一項の規定による第二種動物取扱業者の廃業等の届出の受理

(ニ) 法第二十四条の四において準用する法第二十三条第一項の規定による基準を遵守していない第二種動物取扱業者に対する改善勧告

(ホ) 法第二十四条の四において準用する法第二十三条第三

犬又はねこの引取り及び引取場所の指定

(1) 法第三十五条第四項の規定による犬又はねこの引取業務の委託

(2) 法第三十六条第一項の規定による負傷動物等の通報の受理

(3) 法第三十六条第二項の規定による通報時の負傷動物又は死体の収容

(4) 法第三十七条第二項の規定による犬又はねこの引取りの際の繁殖制限の指導及び助言

(5) 法第三十八条第一項の規定による動物愛護推進員の委嘱

(6) 法第三十九条の規定による協議会の設置

項の規定による勧告に従わない第二種動物取扱業者に対する措置命令

(v) 法第二十四条の四において準用する法第二十四条第一項の規定による第二種動物取扱業者に対する飼養施設の状況等の報告要求及び立入検査

ハ イ及びロに掲げるもののほか、法に基づく次に掲げる事務

(イ) 法第二十五条第一項の規定による周辺の生活環境を損ねている者に対する勧告

(ロ) 法第二十五条第二項の規定による周辺の生活環境を損ねている者に対する勧告に係る措置命令

(ハ) 法第二十五条第三項の規定による虐待のおそれがある事態を生じさせている者に対する措置命令又は勧告

(ニ) 法第二十六条第一項の規定による特定動物の飼養許可

(ホ) 法第二十六条第二項の規定による特定動物の飼養許可申請書の受理

(ハ) 法第二十七条第二項の規定による特定動物飼養許可への条件の付与

(ト) 法第二十八条第一項の規定による特定動物の飼養変更許可

(フ) 法第二十八条第二項において準用する法第二十七条第二項の規定による特定動物飼養変更許可への条件の付与

(リ) 法第二十八条第三項の規定による特定動物飼養者から

の軽微な変更の届出の受理

(x) 法第二十九条の規定による  
特定動物の飼養許可の取消  
し

(y) 法第三十二条の規定による  
特定動物飼養者に対する措  
置命令等

(z) 法第三十三条第一項の規定  
による特定動物飼養者に対  
する飼養施設の状況等の報  
告要求及び立入検査

(aa) 法第三十五条第一項の規定  
による犬又は猫の所有者か  
らの引取り

(ab) 法第三十五条第二項の規定  
による犬又は猫の引取場所  
の指定

(ac) 法第三十五条第三項におい  
て準用する同条第一項本文  
及び第二項の規定による所  
有者の判明しない犬又は猫  
の引取り及び引取場所の指  
定

(ad) 法第三十五条第四項の規定  
による犬又は猫の返還及び  
譲渡

(ae) 法第三十五条第六項の規定  
による犬又は猫の引取り又  
は譲渡業務の委託

(af) 法第三十六条第一項の規定  
による負傷動物等の通報の  
受理

(ag) 法第三十六条第二項の規定  
による通報時の負傷動物又  
は死体の収容

(ah) 法第三十七条第二項の規定  
による犬又は猫の引取りの  
際の繁殖制限の指導及び助  
言

(ai) 法第三十八条第一項の規定



による動物愛護推進員の委  
嘱

(7) 法第三十九条の規定による  
協議会の設置

(8) 法第四十一条の二の規定に  
よる獣医師による通報の受  
理

三 省令に基づく次に掲げる事  
務

(イ) 省令第二条第三項の規定に  
よる第一種動物取扱業登録  
申請者への必要書類の提出  
要求

(ロ) 省令第二条第五項の規定に  
よる第一種動物取扱業登録  
証の交付

(ハ) 省令第二条第六項の規定に  
よる第一種動物取扱業登録  
証の再交付申請の受理及び  
再交付

(ニ) 省令第二条第八項の規定に  
よる第一種動物取扱業登録  
証の亡失届の受理

(ホ) 省令第二条第九項の規定に  
よる登録取消し等による第  
一種動物取扱業登録証の返  
納受理

(ヘ) 省令第四条第三項の規定に  
よる更新期間前の第一種動  
物取扱業の更新登録

(ト) 省令第四条第四項において  
準用する省令第二条第五項  
の規定による第一種動物取  
扱業更新登録証の交付

四 省令に基づく次に掲げる事  
務

(イ) 省令第二条第三項の規定に  
よる動物取扱業登録申請者  
への必要書類の提出要求

(ロ) 省令第二条第五項の規定に  
よる動物取扱業登録証の交  
付

(ハ) 省令第二条第六項の規定に  
よる動物取扱業登録証の再  
交付申請の受理及び再交付

(ニ) 省令第二条第八項の規定に  
よる動物取扱業登録証の亡  
失届の受理

(ホ) 省令第二条第九項の規定に  
よる登録取消し等による動  
物取扱業登録証の返納受理

(ヘ) 省令第四条第三項の規定に  
よる更新期間前の動物取扱  
業の更新登録

(ト) 省令第四条第四項において  
準用する省令第二条第五項  
の規定による動物取扱業更  
新登録証の交付

(フ) 省令第四条第四項において  
準用する省令第二条第六項  
の規定による動物取扱業更  
新登録証の再交付申請の受  
理及び再交付

(リ) 省令第四条第四項において

- (f) 省令第五条第六項の規定による第一種動物取扱業変更届出者への必要書類の提出要求
- (g) 省令第十条第一項の規定による動物取扱責任者研修の開催及び開催通知
- (x) 省令第十条第三項の規定による他の都道府県の知事が開催する動物取扱責任者研修の取扱規程の制定
- (h) 省令第十条の六第三項の規定による第二種動物取扱業の届出を行う者への必要書類の提出要求
- (7) 省令第十二条の二の規定による虐待のおそれがある事態を生じさせている者への指導又は状況把握
- (7)～(7) (略)
- (A) 省令第十八条第五項において準用する省令第十五条第五項の規定による特定動物飼養変更許可証の交付
- (B) 省令第十八条第五項において準用する省令第十五条第六項の規定による特定動物飼養変更許可証の再交付申請の受理及び再交付
- (C) 省令第十八条第五項において準用する省令第十五条第八項の規定による特定動物

- 準用する省令第二条第八項の規定による動物取扱業更新登録証の亡失届の受理
- (X) 省令第四条第四項において準用する省令第二条第九項の規定による登録取消し等による動物取扱業更新登録証の返納受理
- (h) 省令第五条第六項の規定による動物取扱業変更届出者への必要書類の提出要求
- (7) 省令第十条第一項の規定による動物取扱責任者研修の開催及び開催通知
- (7) 省令第十条第三項の規定による他都道府県の開催する動物取扱責任者研修の取扱規定の制定
- (h)～(A) (略)
- (B) 省令第十八条第四項において準用する省令第十五条第五項の規定による特定動物飼養変更許可証の交付
- (B) 省令第十八条第四項において準用する省令第十五条第六項の規定による特定動物飼養変更許可証の再交付申請の受理及び再交付
- (I) 省令第十八条第四項において準用する省令第十五条第八項の規定による特定動物

<p>物飼養変更許可証の亡失届の受理</p> <p>(j) 省令第十八条第五項において準用する省令第十五条第九項の規定による許可取消し等による特定動物飼養変更許可証の返納受理</p> <p>(オ) (略)</p> <p>ホ 条例に基づく次に掲げる事務</p> <p>(イ)～(ホ) (略)</p> <p>(ハ) 条例第十一条第二項の規定による所有者の判明しない犬又は猫を引き取った旨の公示</p> <p>(ト)～(ロ) (略)</p> <p>ヘ イからホまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>		<p>飼養変更許可証の亡失届の受理</p> <p>(オ) 省令第十八条第四項において準用する省令第十五条第九項の規定による許可取消し等による特定動物飼養変更許可証の返納受理</p> <p>(ク) (略)</p> <p>ハ 条例に基づく次に掲げる事務</p> <p>(イ)～(ホ) (略)</p> <p>(ハ) 条例第十一条第二項の規定による所有者の判明しない犬又はねこを引き取った旨の公示</p> <p>(ト)～(ロ) (略)</p> <p>ニ イからハまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	
<p>六の四～十八 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>六の四～十八 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>十八の二 景観法(平成十六年法律第百十号)に基づく景観計画区域内における行為に係る届出書の受理に関する事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>各市町(津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、志摩市及び伊賀市を除く。)</p>	<p>十八の二 景観法(平成十六年法律第百十号)に基づく景観計画区域内における行為に係る届出書の受理に関する事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>各市町(四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、志摩市及び伊賀市を除く。)</p>
<p>十八の三～三十二 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>十八の三～三十二 (略)</p>	<p>(略)</p>
		<p>三十二の二 三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例及び同条例の施行のための規則に基づく風致地区内における行為に係る申請書及び協議書の受理に関する事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>多気町</p>
<p>三十三～三十六 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>三十三～三十六 (略)</p>	<p>(略)</p>

## 2 地籍調査事業の推進について

### 1 実施状況

地籍調査の進捗率は調査実施面積で算出しており、三重県の地籍調査の進捗率は 8.59% で全国平均の 50% と比べて低い値となっています。

$$\text{進捗率} = \frac{\text{地籍調査実施面積} + \text{法 19 条 5 項指定面積}}{\text{県全面積} - \text{国有林} - \text{公有水面}}$$

進捗率を区域別に見ると、D I D 区域\*の進捗率は全国と比べて大きな隔たりはありませんが、面積が大きい農地と林地が極端に低いことから、県全体の進捗率が低位に止まっています。(表 1 参照)

事業主体である県内の市町では、地域からの要請が高い D I D 区域や宅地区域を中心に地籍調査進めています。これらの区域は一筆ごとの面積が小さく、手間の割に進捗率の押し上げ効果は小さい状況です。進捗率を大きく伸ばすには、農地や林地での調査が必要となりますが現状では難しい状況にあります。

表 1

		三重県	全国平均
D I D	実施面積	180.4 km <sup>2</sup>	12,255.3 km <sup>2</sup>
	進捗率	15.8%	22.1%
宅地	実施面積	494.7 km <sup>2</sup>	17,793.1 km <sup>2</sup>
	進捗率	12.7%	51.9%
農地	実施面積	1212.7 km <sup>2</sup>	72,058.1 km <sup>2</sup>
	進捗率	16.9%	71.9%
林地	実施面積	3449.0 km <sup>2</sup>	184,094.5 km <sup>2</sup>
	進捗率	4.7%	42.6%

※：D I D 区域・・・人口集中区域のこと

#### 県別着手状況

	市町数	着手市町	着手率	H25 実施数	実施率
岐阜県	42	28	67%	26	62%
静岡県	35	30	86%	21	71%
愛知県	54	31	57%	6	11%
三重県	29	29	100%	24	83%

#### 県別進捗状況 (平成 24 年度末)

	要調査面積	調査済面積	19 条 5 項	同左進捗率
岐阜県	8,624.70 km <sup>2</sup>	1,169.78 km <sup>2</sup>	142.96 km <sup>2</sup>	15.2%
静岡県	6,695.40 km <sup>2</sup>	1,413.43 km <sup>2</sup>	120.00 km <sup>2</sup>	22.9%
愛知県	4,919.01 km <sup>2</sup>	245.39 km <sup>2</sup>	368.12 km <sup>2</sup>	12.5%
三重県	5,336.87 km <sup>2</sup>	347.97 km <sup>2</sup>	110.55 km <sup>2</sup>	8.6%

## 2 これまでの取組

### (1) 休止市町への直接訪問による事業実施要請

毎年、過去に調査を実施していた市町を訪問して、市町長等に対して事業の再開を促しています。(5市町休止、H25朝日町再開)

### (2) 「地籍調査スタートアップ事業」の実施

平成23年度から地籍調査着手前に計画・調査を先行的に行うことが出来る県単事業を実施しています。(亀山市、明和町、伊勢市、度会町、多気町、鳥羽市、志摩市、玉城町、紀北町の9市町が実施)

### (3) 「地籍整備推進調査」での支援

民間開発や公共事業等の地籍調査以外の測量・調査の成果を地籍調査の同等の成果として反映出来るように支援しています。(H23、H24名張市)

### (4) 県庁内公共事業関連部局と連携した取組

平成23年度から庁内に「三重県地籍調査推進会議」を設置し、公共事業による測量・調査の成果を国土調査法第19条5項指定申請するよう、要請しています。

### (5) 外部委託の促進と市町担当者のスキルアップ

効率的に事業を進めるため、時間と労力が必要な一筆地調査(境界の調査)について外部委託を促しています。

また、県と市町で構成する「三重県国土調査推進協議会」や、「東海ブロック国土調査推進連絡協議会」及び「全国国土調査協会」において、地籍調査の必要性や実施にあたっての留意点等をテーマにした講習会への参画を促し、市町担当者の意欲向上とスキルアップを図っています。

### (6) 国土交通省への提言・要望

国土交通省に対し、地籍調査費負担金の国庫負担割合50%からの引き上げ及び特別地方交付税80%の拡充と、市町職員の人件費を国庫負担金の対象経費とするよう制度改正等を要望しています。

### (7) 「都市部官民境界基本調査」の利用

地籍調査の先行調査として、国が行う「都市部官民境界基本調査」を導入しています。この調査により基準点が設置されるなど、後続の地籍調査経費が軽減されることとなります。

(H22: 3市 H23: 5市 H24: 6市3町 H25: 3市 累計17市3町)

#### (8) 「山村境界基本調査」の利用

山林部における境界を、山林の精通者による証言に基づき現地測量を行うことで、土地の概ねの位置や形状を把握し、地籍調査の前段階の測量を実施しています。

(H21:名張市 H22:亀山市、伊賀市、度会町 H23:度会町 H24、H25:なし)

### 3 現在の課題

- (1) 事業主体となる市町では専任職員の確保が困難で、十分な実施体制づくりができていません。なお、地籍調査専任部署を設置している市町は鈴鹿市(4名)、鳥羽市(4名)、志摩市(5名)、多気町(2名)の4市町であり、20市町については他の業務と兼任している状況です。
- (2) 市町が優先して取り組んでいるD I D区域や宅地区域で調査は進捗しているものの、一筆ごとの土地の面積が小さいこと等から進捗率の急伸は望めない状況です。
- (3) 森林組合による山林部の地籍調査に取り組みましたが、最終的に人的確保が出来ない、費用がかかる等の理由により実施できませんでした。

### 4 対応方針

これまでの取り組みを継続するとともに、現在事業を行っている市町に対して、更に積極的に調査を推進するよう働きかけを行います。調査実施計画の再構築をはじめ、各市町が抱える課題や問題点について深く詳しく聴き取り、状況を把握した上で、その対策を検討します。

#### (1) 地籍調査の民間委託の拡大

平成 23 年度に地籍調査業務の一部を民間に委託出来るよう改正された国土調査法第 10 条第 2 項に基づき、事業主体である市町と協議し、その効果を十分に検討した上で、民間委託に取り組んでいきます。

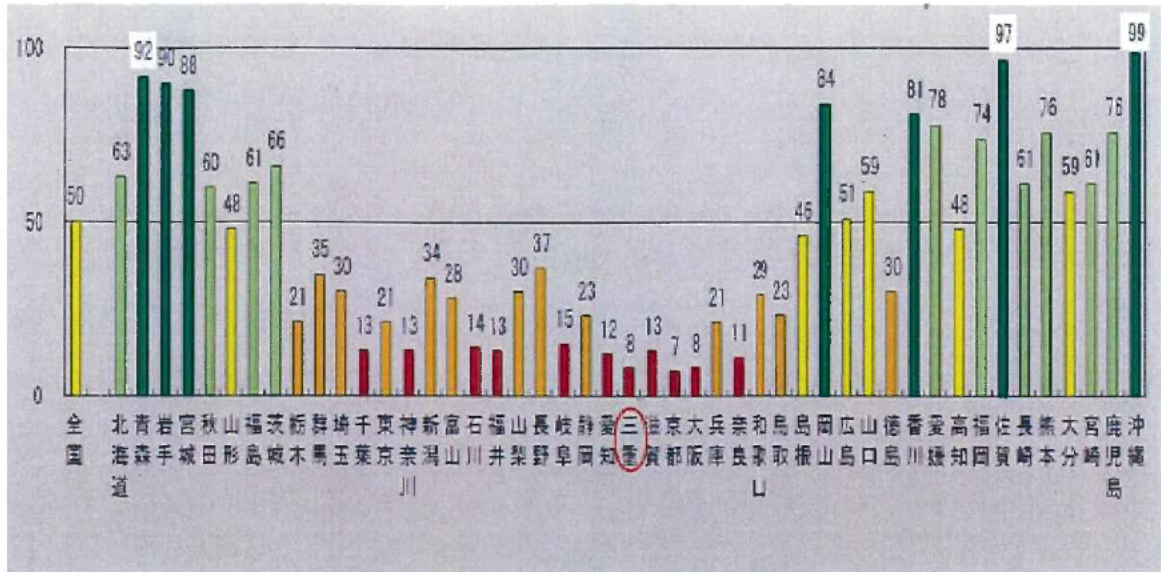
#### (2) 国土交通省直轄事業の更なる活用

平成 26 年度に国土交通省直轄で南海トラフ巨大地震の津波想定地域を中心に道路等官地の現況測量を実施する制度が創設される予定です。この事業は、地籍調査の先行調査のみならず、被災時の道路啓開等にも役立つことから市町と連携して積極的に活用していきます。

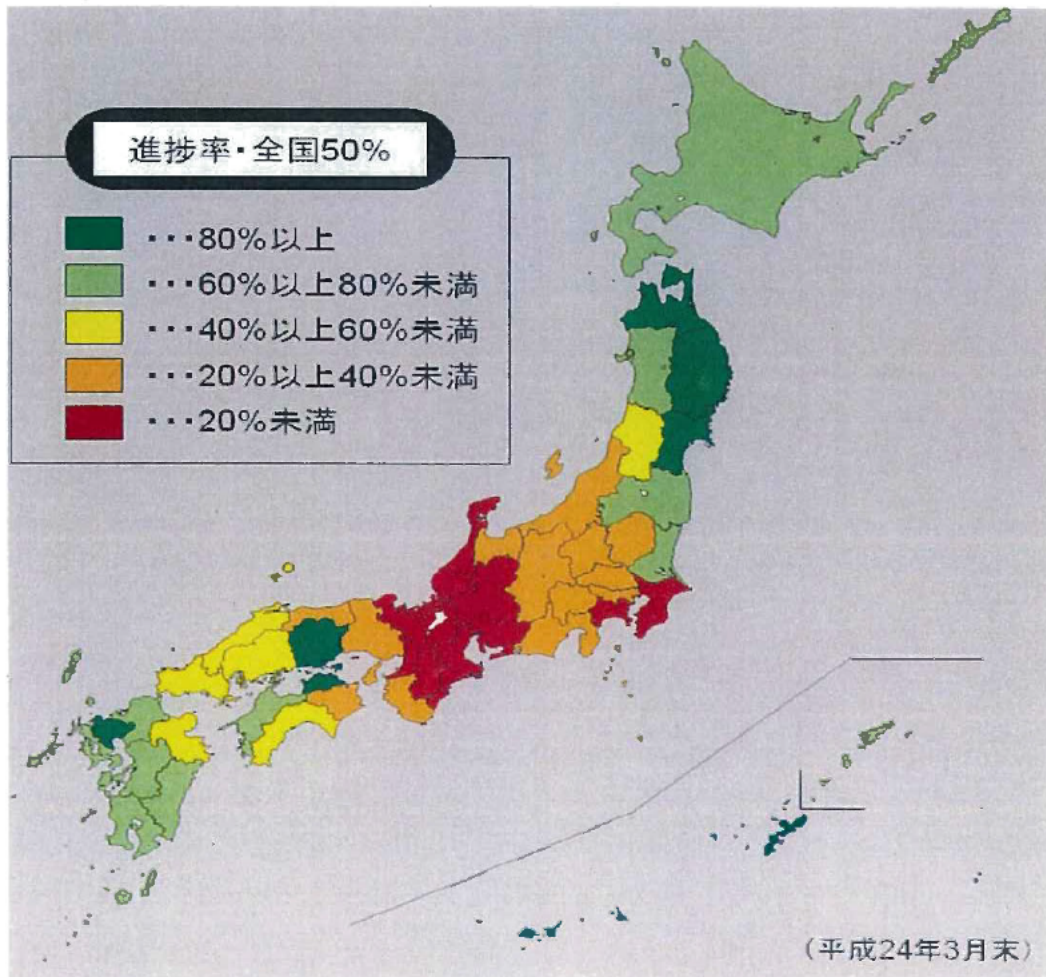
### (3) 山林部における地籍調査の促進

地籍調査の進捗率を伸ばすには、農地や林地で地籍調査を進める必要があります。特に山林部では高齢化等から境界の確認が年々難しくなっていますので、山林部に精通した森林組合が事業主体となって地籍調査を行って頂くことが効果的です。そのため、国土交通省に対して森林組合等が行う場合の地籍調査に対する国庫負担割合(2/3)の引き上げ要望を行うなど、森林組合等による調査を促す環境整備に取り組めます。

# 参考資料



地籍調査進捗率(平成23年度末時点、H24.3月調べ)







### 3 「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」について

#### 1 「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」について（別紙1参照）

平成20年5月に制定された「三重県地域づくり推進条例」（以下「条例」という。）第4条において、「県は、地域づくりが円滑かつ効果的に行われるよう必要な仕組みを構築し、機能させることとする」と県の役割が規定されています。

このため、県では、条例に規定された県の役割を実現するため、平成21年2月に「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」（以下「協議会」という。）を市長会、町村会との共管で設立し、地域づくりの基盤の整備に向けた取組を進めています。

#### 2 平成25年度の協議会の運営について（別紙2参照）

平成25年度の協議会の運営については、より効果的で有意義な議論の場となるように平成25年3月28日に開催した総会において、市町長の皆さんと協議会の運営や規約の改正について協議を行った結果、次のとおり承認いただきました。

(1) これまではトップ会議の中で「1対1対談」「サミット会議」を開催してきましたが、両会議の区別を明確にするため、トップ会議という名称を廃止し、「1対1対談」「サミット会議」を規約に位置づけます。

(2) 「1対1対談」は、翌年度の当初予算の議論に間に合うように6～9月を中心に開催し、「サミット会議」は、地域共通の課題について議論が必要な場合に当該地域の「1対1対談」の終了後に開催します。

(3) 「1対1対談」の開催にあたっては、市町の希望にできる限り応えられるように、十分な調整を行います。

なお、市町間の公平を図るため、開催に要する経費のうち、会場の借り上げや手話・要約筆記対応については県と市町で負担することとします。

(4) 「1対1対談」をふまえた県の対応状況については、市町に報告を行うほか、「1対1対談」「サミット会議」の内容について県ホームページなどで積極的に県民の皆さまに公開します。

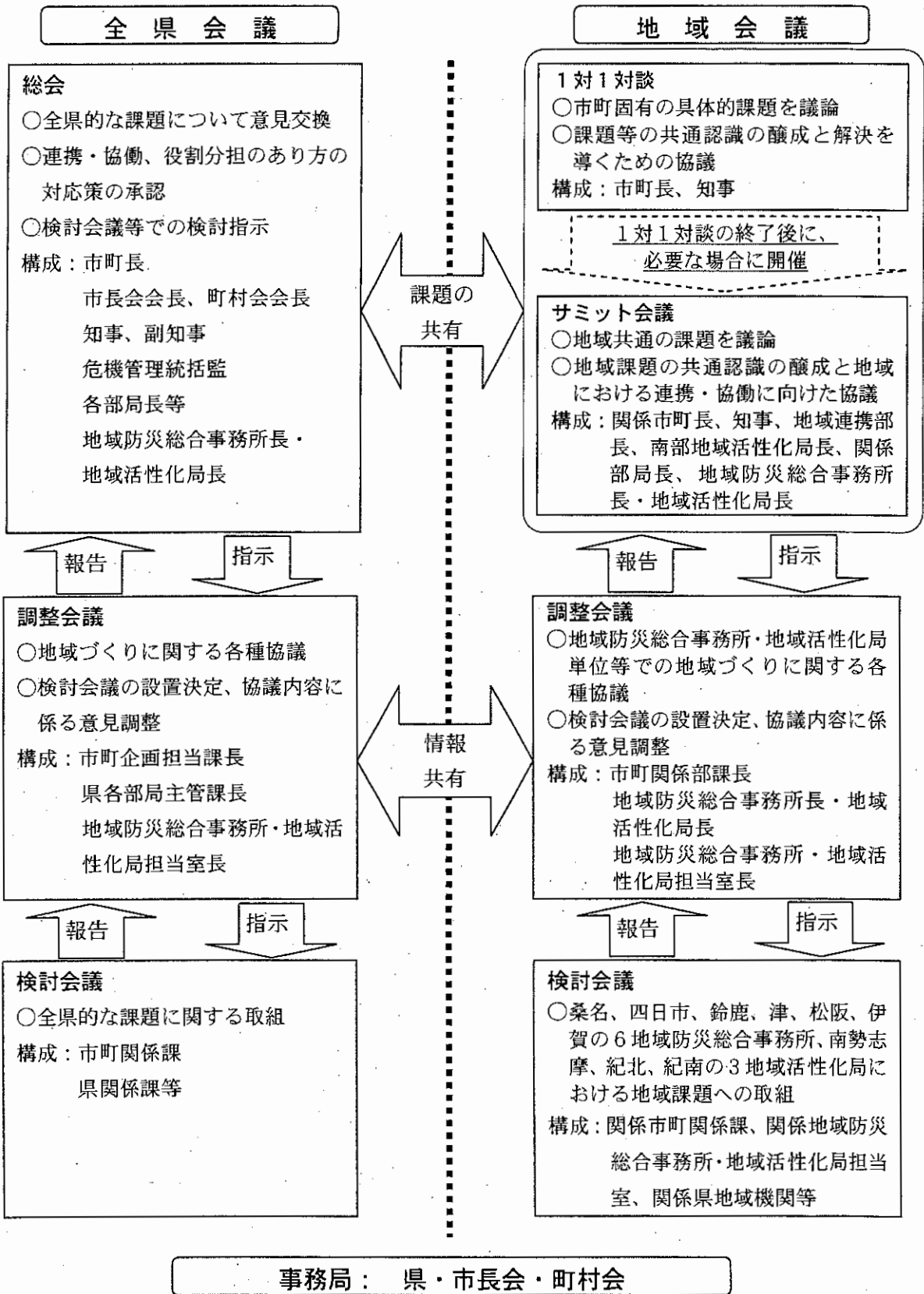
#### 3 平成24年度取組状況の報告について（別紙3参照）

協議会の平成24年度における取組状況の概要については、別紙3のとおりです。

なお、9月に条例第5条に基づき「地域づくり実施状況報告書」として取りまとめ、県議会に報告するとともに、県ホームページで公表します。



# 「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の仕組み



## 平成25年度「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」(地域会議) 1対1対談 開催日程

対談日	対談市町名
平成25年6月21日(金)	伊勢市、度会町、明和町
平成25年6月25日(火)	大台町、大紀町
平成25年7月4日(木)	菰野町、四日市市
平成25年7月14日(日)	伊賀市
平成25年7月22日(月)	熊野市、御浜町、紀宝町
平成25年7月29日(月)	南伊勢町、志摩市、鳥羽市、松阪市
平成25年8月1日(木)	津市、紀北町
平成25年8月3日(土)	名張市
平成25年8月4日(日)	桑名市
平成25年8月6日(火)	玉城町
平成25年8月8日(木)	鈴鹿市
平成25年8月27日(火)	亀山市
平成25年9月17日(火)	朝日町、多気町
平成25年10月1日(火)	木曾岬町
平成25年10月8日(火)	尾鷲市
平成25年10月29日(火)	いなべ市
平成25年10月31日(木)	川越町
平成26年1月(予定)	東員町

## 「三重県地域づくり推進条例」第5条に基づく地域づくり実施状況報告 平成24年度「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組概要

### 1 経緯

- (1) 地域づくりの推進に取り組むにあたっては、県と、これまでに各地域において地域づくりを進めている市町との連携を一層強化することが重要なことから、県と市町が地域づくりの推進等について適切な役割分担のもと、協働して地域づくりの基盤の整備に向けた取組を進めるため、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」（以下「協議会」という。）を平成21年2月に設置しました。
- (2) なお、協議会の取組は、平成21年4月から「三重県地域づくり推進条例」（平成20年5月20日施行）第4条第1項で規定された「地域づくりが円滑かつ効果的に行われる仕組み」として位置づけています。

### 2 「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組状況

#### (1) 開催状況

##### ① 全県会議

全県会議は、全県的な政策課題等を協議・検討するために設置しています。

名称	役割と構成	開催状況等
総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆全県的な課題について意見交換</li> <li>◆連携・協働、役割分担のあり方の対応策の承認</li> <li>◆検討会議等での検討指示</li> </ul> <p>【構成】市町長、市長会会長、町村会会長、知事、副知事、危機管理統括監、各部署局長等、県民センター所長</p>	<p>1回</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆活動報告</li> <li>◆協議事項</li> <li>・平成25年度協議会の運営について</li> <li>◆意見交換</li> <li>・平成23年度意見交換後の対応について</li> <li>・式年遷宮に向けた県と市町が連携した情報発信について（三重県のブランド力アップ～三重の魅力を大きく発信～）</li> <li>◆県からの報告事項</li> </ul>
調整会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域づくりに関する各種協議</li> <li>◆検討会議の設置決定、協議内容に係る意見調整</li> </ul> <p>【構成】市町企画担当課長、県各部署主管課長、県民センター担当室長</p>	<p>2回</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆活動報告</li> <li>◆検討会議の設置・メンバー募集</li> <li>◆平成25年度の（全県会議）検討会議の取組について</li> <li>◆県からの報告事項</li> </ul>
検討会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆全県的な課題に関する取組</li> </ul> <p>【構成】市町関係課、県関係課等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆暴力団排除に関する連携・協力のあり方：3回</li> </ul>

【開催回数合計】6回

## ②地域会議

地域会議は、県民センターを単位として市町の地域づくりに関する課題等を協議・検討するために設置しています。

なお、平成23年度に協議会の運営等について市町と共に検討を行った結果、平成24年度から「知事と市町長との1対1対談」をトップ会議の一つに位置づけるなどの見直しを行いました。

名 称	役割と構成
トップ会議	(1対1対談形式 “1対1対談”) <ul style="list-style-type: none"> <li>◆市町固有の具体的課題を議論</li> <li>◆課題等の共通認識の醸成と解決を導くための協議</li> </ul> (地域別集団形式 “サミット会議”) <ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域共通の課題を議論</li> <li>◆地域課題の共通認識の醸成と地域における連携・協働に向けた協議</li> </ul> 【構成】関係市町長、知事、地域連携部長、南部地域活性化局長、戦略企画部長、総務部長、関係県民センター所長
調整会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆県民センター単位等での地域づくりに関する各種協議</li> <li>◆検討会議の設置決定、協議内容に係る意見調整</li> </ul> 【構成】市町関係部課長、県民センター所長、県民センター担当室長
検討会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆桑名、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊勢、伊賀、尾鷲、熊野の9県民センターにおける地域課題への取組</li> </ul> 【構成】関係市町関係課、関係県民センター担当室、関係県地域機関等

### (地域会議開催状況)

県民センター	トップ会議		調整会議	検討会議
	1対1対談	サミット会議		
桑名	4回	1回	3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域資源の魅力を発信する効果的・有効的な取組：3回</li> <li>◆小水力発電アイデアコンテスト：4回</li> <li>◆スマートエネルギー構想：4回</li> </ul>
四日市	3回	1回	3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆三泗地域の防災体制の強化：6回</li> <li>◆トイレマップ：1回</li> </ul>
鈴鹿	2回	1回※	3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆まちかど博物館を活かしたまちづくり：11回</li> <li>◆鈴鹿亀山地域における情報発信と物産振興：10回</li> <li>◆救急医療機関の適正利用に関する啓発活動：2回</li> </ul>
津	1回	1回※	3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆森林セラピー基地等を活かした地域づくり：2回</li> <li>◆歴史街道等を活かした地域づくり：3回</li> </ul>

県民 センター	トップ会議		調整 会議	検討会議
	1対1 対談	サミット 会議		
松 阪	4回	1回	5回	◆定住自立圏構想の推進：0回 ◆松阪地域全体で取り組むべき防災対策とその連携：30回
伊 勢	7回	1回	6回	◆人口減少対策：3回 ◆南勢志摩地域の防災対策：3回
伊 賀	2回	1回	4回	◆定住自立圏構想：7回 ◆伊賀地域における防災・減災力向上：4回
尾 鷲	2回	1回※	2回	◆地域における防災対策：4回 ◆地域資源を活かしたまちづくり：6回
熊 野	3回	1回※	2回	◆防災に関する人材の育成及び活用：4回 ◆地域の実情に応じた公共交通体系のあり方：4回
開 催 回数計	28回	7回	31回	111回

※鈴鹿・津、尾鷲・熊野は共同開催のため開催回数としては、1回としてカウント。

【開催回数合計】177回

### (トップ会議の開催概要)

#### <1対1対談>

対等なパートナーシップの関係にある県と市町が、これまで全国的に行われてきた提言・要望活動のあり方を変え、市町の具体的な課題について、知事と市町長がオープンな場で議論し、課題に対して共通した意識を醸成するとともに、課題の解決に向けて1歩でも前に進めることを目的として開催しました。

開催日	市 町	対談項目
平成 24 年 6月 22 日	大台町	1 治山・砂防施設及び宮川の堆積土砂の撤去について(宮川上流域) 2 土砂置き場の確保と方策の検討 3 宮川の水質改善に向けて(具体的な実施プログラムの策定と抜本的取り組みを) 4 過疎地対策と集落対策について
7月7日	尾鷲市	1 地域ワンセグによる防災専用放送の構築について 2 産業振興について ① ものづくり(尾鷲の農林水産物を使用した商品開発) ② 流通・販売 ③ 木質バイオマスエネルギーの利用 ④ 海洋深層水活用型陸上養殖事業の企業誘致 ⑤ 観光交流事業 ⑥ メタンハイドレートについての取組方策



開催日	市・町	対談項目
7月7日	紀北町	1 防災対策・災害復旧対策について ① 鍛冶屋又山腹崩壊について ② 防災・減災対策について ③ 「銚子川」等の堆積土砂問題・横山林道の横山橋の橋台部分、林道部分の崩落について 2 交流人口増加への取組について（「にぎわい」のまちづくり） ① スポーツ合宿等の充実 ② 銚子川流域の魅力アップ ③ 三浦休憩施設 3 「熊野古道」について 4 「第24回みどりの愛護のつどい」について
7月10日	桑名市	1 桑部播磨線の整備について 2 スマートエネルギービジョンの策定について 3 昨年の1対1対談のその後について ・広域防災拠点（北勢地域）の建設場所について
7月15日	亀山市	1 防災力の強化について 2 効果的な道路ネットワークの形成について 3 特色ある産業の振興について 4 子育て支援について
7月15日	伊賀市	1 観光資源の発信について ① 国際的に知名度のある伊賀流忍者を活用したインバウンド（外国人誘客）への施策について ② 伊賀ブランドを活用した観光振興について ③ 「世界に誇る三重県観光モデル構築事業」における県と地域との協働について ④ 伊勢神宮式年遷宮を契機とした観光の広域連携について ⑤ ニューツーリズムの推進について 2 広域的な道路・交通ネットワークについて ① 名神名阪連絡道路について ② JR関西本線の電化促進について 3 スポーツの振興について ① IFCクノーの支援について ② 国体等に向けての施設改修について
7月25日	紀宝町	1 防災対策（地震・津波・洪水・孤立対策）について 2 熊野川河口大橋の早期工事着手について 3 七里御浜・井田海岸浸食対策事業について 4 射撃場施設の要望について（スポーツコミッション）
7月25日	御浜町	1 防災施設（避難タワー等）の建設に対する情報の提供及び指導等、支援について 2 地域自主防災組織への育成・強化への人的支援について 3 県民センター内における防災部門での専門職の配置について 4 海岸及び河川堤防の強化による津波被害の減災について 5 柑橘産業の振興について

開催日	市 町	対談項目
7月25日	熊野市	産業振興および防災対策の推進について 1 伊勢神宮式年遷宮を生かした集客等の取組の一層の推進について 2 防災対策の推進について 3 「森林づくり税」の導入について 4 特産品の振興について 5 大規模な屋内運動施設（総合体育館）建設への支援について
7月26日	伊勢市	1 伊勢市の災害対策について 2 伊勢市内の交通対策について 3 伊勢市の主な取り組みについて ① ポスト遷宮対策について ② エネルギーの地産地消について 4 国民体育大会の開催における競技会場の誘致について
7月26日	鳥羽市	1 第62回神宮式年遷宮における誘客連携及び遷宮後を見据えた鳥羽港佐田浜地区のみなとまちづくりについて 2 離島振興法改正への対応及び離島架橋の早期実現について 3 県医療ネットワークの活用による企業誘致の促進について 4 森林の適正な整備に対する支援の拡充と伐採した木材の活用について 5 市立診療所運営費にかかる補助制度の創設について
7月26日	松阪市	1 一次医療の充実について 2 三重県松阪食肉公社の今後のあり方について 3 特別支援教育の充実について 4 「就学を支援する外国人児童生徒受入促進事業補助金」の県補助金額分の確保について 5 放課後子ども教室推進事業補助金県補助金額分の確保について 6 放課後児童クラブ活動に対する三重県支援策について 7 合併浄化槽県補助金（県浄化槽設置促進事業補助金）の改正について
8月2日	津市	1 三重武道館の移転整備について 2 津波発生時の唯一の避難路となる香良洲橋（県道香良洲公園島貫線）の架け替えについて
8月10日	いなべ市	1 いなべの里の蕎麦の取組について
8月28日	明和町	1 伝統文化産業の活性化について 2 斎宮跡東部整備事業の推進について 3 笹笛川の浚渫工事等について 4 大仏山公園管理用道路の整備について
8月28日	多気町	1 新エネルギー（バイオマス発電）について 2 企業誘致支援について 3 獣害対策支援について 4 高校生食の交流フェアみえ（案）について

開催日	市 町	対談項目
8月30日	四日市市	1 市立四日市病院の北勢地域の中核病院としての認識と支援について 2 公共交通施策について ① 近鉄内部・八王子線について ② JR四日市駅のバリアフリー化について 3 中核市への移行について 4 国体を見据えたスポーツ施設整備について 5 治水対策について
8月30日	川越町	1 津波災害時における高速道路（橋脚設置）の利用促進について 2 災害時における広域道路の機能確保について 3 河川の小段上部のコンクリート化について
8月30日	朝日町	1 あさひ園の課題について 2 児童相談所との連携について 3 教育関係行政経費への支援について 4 防災対策における河川の強化について
9月3日	志摩市	1 防災対策について 2 里海ツーリズムの確立と志摩里海学舎構築について 3 的矢湾の環境改善への取組状況について
9月3日	度会町	1 茶業の振興 ～ リーフ茶の復活対策（緑茶の消費減退への対応） 2 再生可能エネルギーの積極的な推進 3 県道伊勢大宮線葛原地内の冠水対策等について 4 南部地域活性化プログラムの見直し
9月3日	玉城町	1 若い働く世代の交流について 2 親の子育て力向上支援について 3 外城田川の浚渫工事について
9月6日	南伊勢町	1 産業振興対策について 2 若者定住対策について 3 高齢者対策について 4 国道260号線の整備について
9月6日	大紀町	1 防災対策について 2 獣害対策について
10月12日	鈴鹿市	多文化共生社会の実現に向けて 1 鈴鹿市の現状と課題について 2 第三国定住難民受入に関する取組について 3 多文化共生に係る子どもたちの教育について
10月16日	東員町	1 エコ・コミュニティ事業の推進について
10月16日	木曾岬町	1 県境地における一体的な道路網整備について 2 木曾岬干拓地の土地利用について 3 災害時における避難者対策について
10月20日	名張市	1 地域資源を生かした農林業の多面的展開 2 市民（県民）主権のまちづくり

### <サミット会議>

地域共通の課題について、知事と関係市町長がオープンな場で議論し、課題に対して共通した意識を醸成するとともに、地域における連携・協働に向けた協議を行い、住民サービスの向上や県と市町との連携の強化を図ることを目的として開催しました。

開催日	地域	地域で選定する地域共通の議題
平成 24 年 6 月 26 日	伊賀	1 大規模災害発生時における災害対策体制の強化について 2 広域的な観光戦略と地域ブランドの創出について
7 月 10 日	松阪	1 松阪地域における環境問題の諸課題について 2 松阪地域における防災問題の諸課題について
8 月 2 日	四日市	1 災害時における医療・介護について 2 地域における諸課題について
8 月 7 日	東紀州	1 今後発生すると予測される東海・東南海・南海地震や、台風・大雨による大規模な風水害に備えて ～津波対策や風水害対策について～ 2 高速道路の延伸に伴う、自然、歴史、文化、食などの多様な地域資源を活用した今後の観光、文化、産業の振興およびまちづくりについて
11 月 17 日	鈴鹿・亀山、 津	1 地域医療について 2 広域連携における観光戦略について 3 子育て支援について
平成 25 年 1 月 14 日	桑名	1 観光と地域資源の売り出しについて
1 月 15 日	伊勢志摩	1 安全・安心のための広域連携体制の構築について 2 遷宮に向けてのキャンペーンと遷宮後の地域振興について

#### (調整会議の開催概要)

各県民センターにおいて、検討会議の設置やサミット会議の地域で選定する議題等について協議・調整を行うとともに、県・市町間で「美し国おこし・三重」の取組状況や地域づくりに関する地域課題等についての情報共有を行いました。

#### (2) 検討会議の主な成果

全県会議および地域会議の各検討会議の主な取組成果は、以下のとおりです。

##### ①全県会議

検討会議テーマ	主な取組成果
①暴力団排除に関する連携・協力のあり方 検討会議	県および各市町と「暴力団排除対策の広報啓発活動」や「飲食店事業者等からの暴力団排除対策」、「露天商からの暴力団排除対策」などについて情報共有を図るとともに、積極的な暴力団排除対策に向けた取組を推進することができました。

②地域会議

センター	検討会議テーマ	主な取組成果
桑名	①地域資源の魅力を発信する効果的・有効的な取組について	全国のSNSの導入事例を参考に幅広く検討した結果、フェイスブックの活用が情報発信力の強化に有効であるとの共通認識を持つことができました。
	②小水力発電アイデアコンテストについて	コンテストの開催により、一部自治会では住民が小水力発電装置の制作に取り組むなど自然エネルギーの利活用に関する住民意識の向上につながりました。
	③スマートエネルギー構想について	桑員地域の市町間において、桑名市が策定する「スマートエネルギー構想」に関する情報共有や意見交換を行ったことにより、再生可能エネルギーに対する共通認識を深めることができました。
四日市	①三泗地域の防災体制の強化について	風水害等に影響のある気象をはじめとした各種勉強会を開催し、各自治体防災担当のスキルアップを図ることができました。
	②トイレマップについて	多機能トイレ情報の発信による地域のイメージアップ事業がスムーズに展開できるよう、周知活動やステッカーの貼付依頼、対象施設への協力要請などの支援を行うことができました。
鈴鹿	①まちかど博物館を活かしたまちづくりについて	鈴鹿亀山地域のまちかど博物館関係者同士の交流やお互いを高め合う機会を創出するために、他地域（桑名・松阪）のまちかど博物館を見学する合同見学バスツアーの開催などの活動を支援することができました。
	②鈴鹿亀山地域における情報発信と物産振興について	亀山市のシティプロモーション事業におけるWEB動画を活用した効果的な情報発信や、光太夫ネットワークの活動におけるイベントを通じた啓発活動の支援を行うことができました。
	③救急医療機関の適正利用に関する啓発活動について	救急医療機関の適正利用に係る啓発活動の具体的な方法を検討し、作成した啓発用DVDをさまざまな救急医療イベントで活用することにより、効果的な啓発を行うことができました。
津	①森林セラピー基地等を活かした地域づくりについて	美杉地域の地域づくり協議会と連携して、森林セラピー基地等を活用した地域づくりや田舎暮らしアドバイザーを活用した空き家情報バンクの活性化等に取り組むことができました。
	②歴史街道等を活かした地域づくりについて	ボランティアガイド団体の研修会や日常の相談活動、津市の歴史健康ウォーキング事業等を通じて、県と市が協働してボランティアガイド団体間の連携活動を支援することができました。

センター	検討会議テーマ	主な取組成果
松 阪	①定住自立圏構想の推進について	定住自立圏形成協定の締結や定住自立圏共生ビジョンの策定など具体的な取組の進展を図ることはできませんでした。
	②松阪地域全体で取り組むべき防災対策とその連携について	県と市町、関係機関がそれぞれ災害時の課題を整理することによって、地域の防災ネットワークの強化や連携、課題解決に向けた意識の醸成を図ることができました。
伊 勢	①人口減少対策について	参加申し込みから交流事業の開催に至るまで、鳥羽市と南伊勢町が地元男性への事前指導や参加女性へのフォローアップの面において今まで以上に連携して事業に取り組んだ結果、鳥羽市の事業で4組、南伊勢町の事業で3組のカップルが成立しました。
	②南勢志摩地域の防災対策について	災害時の情報収集要員の具体的な運用について、管内市町と派遣基準や派遣時の業務等の認識を共有することができました。
伊 賀	①定住自立圏構想について	名張市、伊賀市が定住自立圏構想に基づく圏域を形成する上での取組項目や財政的メリット、事務手続きなどを両市において共有することができました。
	②伊賀地域における防災・減災力向上について	洪水・土砂災害警戒ハザードマップの作成や避難所案内標識の設置による地域住民の迅速な避難行動のための基盤づくりや県広域防災拠点（伊賀拠点）の具体的な運営体制を整理するなど防災・減災力の向上に資する取組が進展しました。
尾 鷲	①地域における防災対策について	住民の防災への機運が高まっている中で、地域における避難訓練等について検討した結果、住民主体の避難訓練等が実施されるなど、災害時における避難の重要性について住民と行政で共有することができました。
	②地域資源を活かしたまちづくりについて	紀勢自動車道概成にあわせて、まちなかへ観光客を引き込む方策として、モニターツアーなどの具体的な誘客事業計画を作成できました。
熊 野	①防災に関する人材の育成及び活用について	地域の実情に応じた研修会を実施した結果、各市町における防災教育に関する取組をより促進させることができました。
	②地域の実情に応じた公共交通体系のあり方の検討について	アンケート調査の検証や先進地事例調査の結果などをふまえて地域の実情に応じた検討を行った結果、次年度には熊野市内に2種類のバスシステムが構築されるなど一定の成果が得られました。



## 4 宮川流域ルネッサンス事業について

### 1 経緯と成果

- (1) 宮川流域ルネッサンス事業は、流域が一体となって取り組む流域圏づくりのモデル事業として、平成9年度にスタートしました。平成10年12月には、平成22年度を目標とした「宮川流域ルネッサンス基本計画」を定め、第1次実施計画～第3次実施計画（平成11年度～22年度）を策定して事業を展開しました。平成23年度からは地域主体の取組へと移行し、流域市町と県、国関係機関等で構成する「宮川流域ルネッサンス協議会」が「宮川流域ルネッサンス協議会事業方針」を策定し、事業を展開しています。
- (2) 計画終了後の平成23年度以降も、県は、同協議会に参画するとともに、引き続き広域的な観点から地域と協働した取組が必要であることから、「宮川流域圏づくりの推進」をみえ県民力ビジョンに位置づけて地域の取組を支援しています。
- (3) 宮川は、国土交通省が平成24年7月に発表した「平成23年全国一級河川の水質現況」において、6年連続で水質ランキング全国1位となっています。

### 2 主な取組

宮川流域ルネッサンス協議会の主な取組は下記のとおりです。

#### (1) 「宮川流域エコミュージアム」の推進

「宮川流域エコミュージアム」では、宮川流域の豊かな自然・文化・歴史を守り育むとともに、流域内外の人々の交流や学びの場を提供し、地域の活性化を宮川流域案内人とともに推進しています。「宮川流域案内人」の登録は約290名（平成25年3月末現在）であり、平成18年4月に設立された「宮川流域案内人の会」を中心に主体的な活動を行っています。

平成24年度実績：流域案内人企画・協力行事70件 参加者総数 約2,900名

#### (2) 「想いをかたちに 宮川プロジェクト」活動の展開

地域全体の活動の活性化を図るため、宮川流域で活動されている個人、団体の活動を広く紹介し、互いの交流・連携を促進しています。

平成25年度：93件（新規3件、継続90件）

#### (3) 「守ろう清流！宮川流域いっせいチェック」の実施

宮川の水質を守るとともに、宮川への関心を高めるため、宮川本流や支流の23地点で水質や景観の移り変わりを毎月ボランティアで調査し、その結果をホームページで公表しています。

#### (4) 宮川フォーラムの開催

流域内外への宮川の魅力・良さを広報することを目的に、平成25年3月2日（土）、メッセウイング三重で「宮川フォーラム2013」を開催（「美し国おこし・三重」の成果発表交流会と同時開催）し、約800名が参加しました。

※ 平成24年度宮川流域ルネッサンス協議会の事業実績は別紙のとおりです。



### 3 今後の取組方針

「宮川流域ルネッサンス協議会」が策定した「宮川流域ルネッサンス協議会事業方針」（平成23年度～26年度）の計画期間が平成26年度で終了するため、平成25年5月29日に開催された平成25年度第1回宮川流域ルネッサンス協議会総会で、「事業方針策定検討担当者会議」を設置し、平成27年度以降の事業について、検討していくことが承認されました。今後、県としても多様な主体の一員として平成27年度以降の事業方針策定に参画していきます。

平成24年度 宮川流域ルネッサンス協議会 事業実績

1 地域住民による自主的な活動の支援

(1) 流域に関する住民活動への支援

地域全体の取組の輪の拡大や事業の活性化をめざし、宮川流域で活動している団体や個人の取組を支援しました。

① 宮川プロジェクト活動PDCA事業

ア 宮川流域で活動する団体をより活発にするために活動集、活動報告集を作成しました。

イ 宮川プロジェクト活動報告会を開催し、1年間の活動を振り返り次年度に向けての検証を行いました。

ウ 宮川プロジェクト活動集に掲載された流域の人々の活動をより充実させ、宮川流域への「想い」を実現させるために、企画提案する活動等を支援しました。(支援内容：必要な物品・印刷物の提供など)

(2) 宮川流域エコミュージアムへの支援

① 宮川流域エコミュージアム行事のPR

宮川流域エコミュージアムを流域内外に広めるために、宮川流域案内人等が実施する自主企画行事をPR支援しました。

② 宮川流域案内人等が活動しやすい環境づくり

宮川流域エコミュージアムの取組をさらに強化するため、エコミュージアムの核となる流域案内人の会の活動支援を行いました。

③ 宮川流域案内人の養成

流域案内人が自主企画行事をより充実した取組とするのに必要な知識を習得するため、研修への参加を支援しました。

④ 宮川親子デイキャンプの開催支援

宮川流域案内人の会では、親子で昔ながらの遊びを体験することで、自然を身近なものとして感じてもらうために、宮川流域内の小学校1～4年生とその保護者を対象に、平成24年7月28日、29日の両日、宮川親子デイキャンプを開催しました。(参加者57組、136名)

参加者募集・準備・実施は宮川流域案内人と協議会との協働のもとで行い、協議会において支援を行いました。

(3) 川を守る活動への支援

① 定期的な水質のチェック

流域住民による水質チェック活動を支援しました。

## 2 行政間の連携による広域的な推進の調整

### (1) 意識の統一

#### ① 宮川流域宣言に基づく行政間の連携の推進

宮川流域宣言に基づいた行政間の連携を強化するため、総会、幹事会等を開催しました。

## 3 ルネッサンス協議会主導による事業

### (1) 情報発信

#### ① 宮川の魅力を紹介する情報発信

##### ア ホームページによる情報発信

###### ・宮川流域ルネッサンスホームページ

インターネットの利点を活用し、宮川流域の魅力や宮川流域ルネッサンスの情報を全国へ発信しました。

###### ・宮川流域エコミュージアムホームページ

流域案内人活動を積極的に全国へ発信し、宮川流域エコミュージアムの知名度や関心を高めるよう努めました。

##### イ ケーブルテレビなどメディアを活用した広報戦略

宮川流域内外のケーブルテレビで流域案内人等の活動番組を放送しました。

### (2) 環境保全に向けた流域意識の醸成と上・中・下流間交流の促進

#### ① 宮川流域子ども川サミットの開催

平成24年8月21日、22日に、宮川流域内の小学校5、6年生を対象に開催しました。参加者数46名

参加者募集・準備・実施を開催地となる市町と協働で行い、開催当日は宮川流域案内人や各市町との協働のもとで行いました。

#### ② 啓発パンフレットの作成

宮川流域の環境に関する啓発パンフレットを作成しました。

#### ③ イベントの開催

宮川流域圏および宮川流域ルネッサンス事業について、流域内外の人たちに関心を持ってもらうために、平成25年3月2日に宮川フォーラム 2013を開催（「美し国おこし・三重」成果発表交流会と同時開催）しました。

主な内容

- ・さかなクンによる講演、宮川流域案内人代表講演
- ・ブースにて、写真展示・アンケートを実施

### (3) 流域拠点施設の整備

#### ① 宮川流域交流館利活用の促進

宮川流域エコミュージアムの窓口である「エコミュージアムセンター宮川流域交流館たいぎ」の維持管理等を行いました。

## 5 地域スポーツの推進について

### 1 現状

地域スポーツの推進を図るため、これまで総合型地域スポーツクラブへの支援を行うとともに、昨年度より、スポーツを支える人の育成を目的に、みえのスポーツ応援隊（スポーツボランティアバンク）を結成しました。

また、スポーツをとおした地域の活性化を図るため、市町が実施するスポーツイベントのためのアドバイザー派遣やスポーツ教室にトップクラブチーム選手を派遣するなどの支援を行っています。

### 2 課題・問題点

#### (1) 総合型地域スポーツクラブ

総合型地域スポーツクラブの活動については、それぞれのクラブの実態に応じた指導者や活動場所および財源の確保等、運営上の課題があります。

#### (2) みえのスポーツ応援隊（スポーツボランティアバンク）

これまでスポーツボランティア等について知る機会のなかった幅広い世代の県民の皆さんに理解を深めてもらうため、「みえのスポーツ応援隊」の裾野を広げていく継続的な普及・啓発活動が必要です。

#### (3) 市町のスポーツをとおした地域の活性化に向けた支援

「スポーツコミッション推進事業」、「メディカルサポート活用事業」、「トップチーム地域活性化活用事業」を昨年度はそれぞれ2市町で実施しました。

スポーツによる地域の活性化を一層図る観点から、本年度は実施する市町を拡充する必要があります。

### 3 今後の方針

#### (1) 総合型地域スポーツクラブの安定した運営と定着

① クラブの実態や課題に応じた効果的な助言等を行うため、国の「クラブアドバイザー配置事業」を活用し5名のクラブアドバイザーを配置して、クラブの指導者や活動場所の確保などに取り組みます。

② クラブの財政的課題の解決に向けて、スポーツ振興くじ助成等に関する情報発信や申請手続等の支援を行います。

#### (2) みえのスポーツ応援隊の普及・啓発、育成

① みえスポーツ応援隊（スポーツボランティアバンク）への登録を促進するため、PRチラシ（別添）とともに、県体育協会、県レクリエーション協会等への働きかけや、スポーツボランティアの育成を図るための講習会を開催します。

② 県内で開催される大規模なスポーツイベントや大会の主催者からの依頼に基づき、登録者を派遣するための調整を行います。

#### (3) 市町のスポーツをとおした地域の活性化に向けた支援

##### ① スポーツコミッション推進事業

市町のスポーツイベントの誘致、開催に向けての組織づくりや運営の支援のため、日本スポーツツーリズム推進機構（JSTA）の協力を得て、アドバイ

ザーの派遣を行います。

本年度は、鳥羽市、志摩市、菰野町、紀北町において実施予定です。

② メディカルサポート活用事業

市町開催のスポーツ大会に県スポーツリハビリテーション研究会等の関係団体と連携して、スポーツトレーナー等を派遣するなど、大会の充実に向けた支援を行います。

本年度は、亀山市、名張市、菰野町等の4市町において実施予定です。

③ トップチーム地域活性化活用事業

地域の子どもたちを対象としたスポーツ教室に、国内のトップリーグに参加している伊賀FCくノ一（サッカー）、ホンダヒート（ラグビー）、バイオレットアイリス（ハンドボール）といったチームを派遣することで、子どもたちがトップ選手と触れ合い、よりスポーツに関心を持つことができるようにすることと、クラブチームの周知も図ります。

本年度は、亀山市、津市、名張市、志摩市、菰野町において実施予定です。

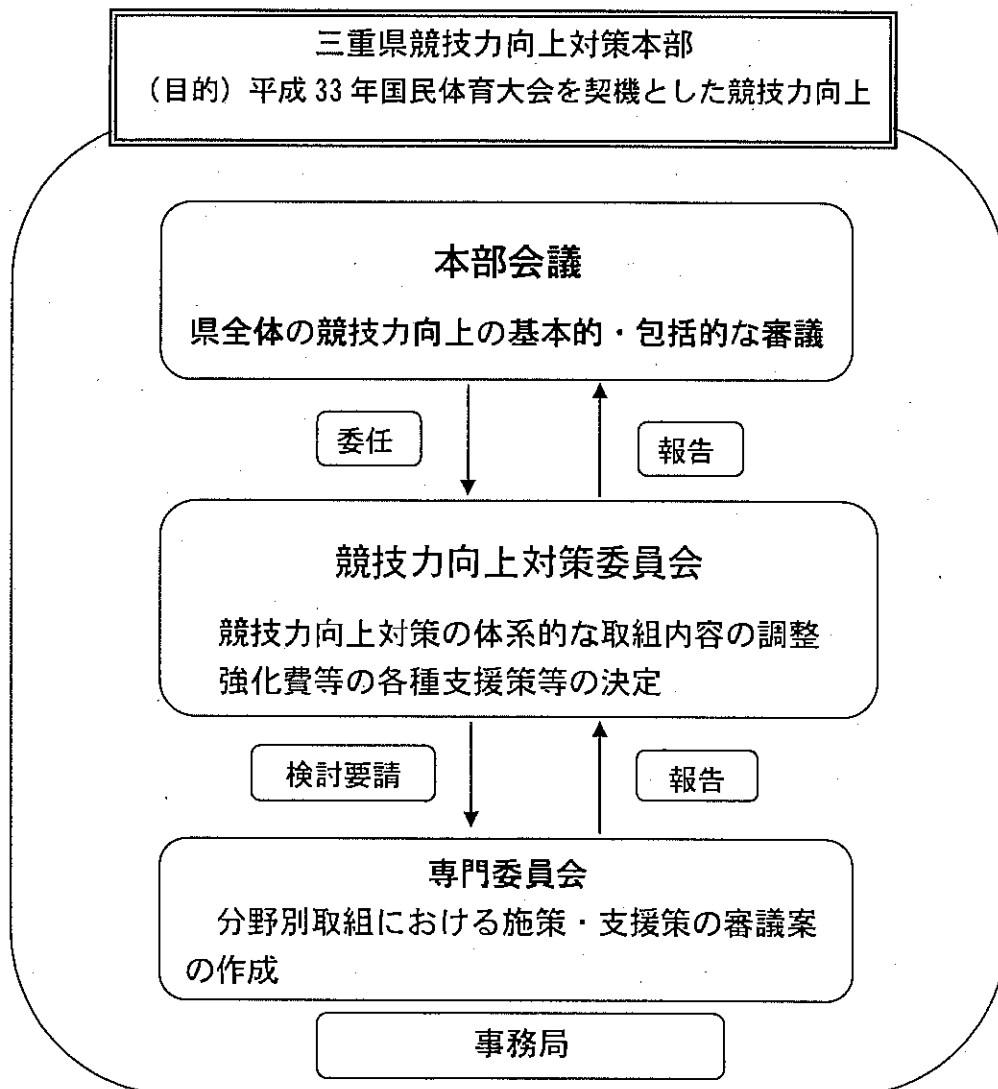
## 6 競技力向上の取組について

### 1 現状

#### (1) 三重県競技力向上対策本部の設立について

競技力向上の取組を進めるなかで、平成33年に本県で開催する国民体育大会での天皇杯・皇后杯獲得をめざすとともに、大会終了後も安定した競技力を確保するため、県体育協会をはじめ各関係団体等、幅広く各主体の参画を得て、平成25年5月29日に三重県競技力向上対策本部を設立し、第1回本部会議において「三重県競技力向上対策基本方針」を策定しました。(別冊2)

#### 【三重県競技力向上対策本部 組織構成イメージ】



## 2 課題

### (1) ジュニア選手の発掘・育成

平成 23 年度から、ジュニア選手の競技人口が少ない競技を対象に、ジュニア選手を発掘する取組を進めており、今後も一層この取組を拡充し、競技団体等の要請に応える必要があります。

### (2) 高等学校運動部の強化

昨年度から、高等学校 6 校 8 部の強化指定を行い取組を進めてきました。今後、全国大会等で活躍できる選手を育成するため、高等学校運動部の強化指定数を拡充する必要があります。また、女子の競技力が低迷していることから、女子運動部の強化活動を支援する必要があります。

### (3) 大学運動部、クラブチーム、企業チームの強化

国民体育大会等をはじめとする全国大会等での活躍につなげるため、大学運動部やクラブチーム、企業チームの強化活動を支援する必要があります。

### (4) 指導者の養成

国民体育大会に監督として参加するためには、(公財)日本体育協会公認スポーツ指導者資格が必要となっております。本県の公認スポーツ指導者数は、競技によって必ずしも十分とはいえず、資格の取得を促進していく必要があります。

## 3 今後の方針

### (1) ジュニア選手の発掘・育成の拡充

ジュニア選手の発掘については、平成 23 年度からの 3 競技団体（なぎなた、ウエイトリフティング、ヨット）に加え、本年度から新たに 3 競技団体（山岳、カヌー、水球）を拡充し、競技練習会の開催などを支援し、ジュニア選手の発掘を図ります。

### (2) 高等学校運動部の強化指定の拡充

高等学校運動部の強化指定については、本年度は 15 校 21 部に拡充するとともに、女子運動部に特化した強化指定を行い、遠征・合宿等の旅費、大会参加費などを支援し、競技力向上を図ります。

(資料①)

### (3) 大学運動部、クラブチーム、企業チームの強化指定

本年度新たに、大学運動部やクラブチーム、企業チームの強化指定を行い、遠征・合宿等の旅費、大会参加費などを支援し、競技力向上を図ります。(資料①)

- ・大学運動部（1校1部）
- ・クラブチーム（2チーム）
- ・企業チーム（8チーム）

### (4) 指導者の養成

本年度新たに、国民体育大会に監督として参加する為に必要な公認スポーツ指導者の資格取得のための受講に係る経費の一部を補助し、資格取得を促進していきます。



## 平成25年度高等学校運動部強化指定運動部一覧

15校21部

	学校名	性別	運動部
強化指定運動部	県立いなべ総合学園高等学校	男子	レスリング
	県立朝明高等学校	男子	自転車競技
	県立四日市四郷高等学校	男子	レスリング
	県立四日市工業高等学校	男子	陸上競技
		男子	テニス
		男子	ウエイトリフティング
	県立四日市中央工業高等学校	男子	水球
		男子	サッカー
		男子	柔道
	県立久居高等学校	男子	ボクシング
	県立伊賀白鳳高等学校	男子	陸上競技
	津田学園高等学校	女子	ボウリング
	三重高等学校	男子	ソフトテニス
		女子	ソフトテニス
伊勢学園高等学校	女子	ソフトボール	
女子特別指定	県立川越高等学校	女子	空手道
	県立白子高等学校	女子	卓球
	県立津商業高等学校	女子	バレーボール
	県立宇治山田商業高等学校	女子	陸上競技
	県立伊賀白鳳高等学校	女子	弓道
	県立名張高等学校	女子	柔道

## 大学運動部強化指定

1校1部

学校名	運動部
鈴鹿国際大学	女子ソフトボール部

## クラブチーム強化指定

2チーム

チーム名	競技
伊賀フットボールクラブくノ一	女子サッカー
三重バイオレットアイリス	女子ハンドボール

## 企業チーム強化指定

8チーム

チーム名	競技
ホンダヒート	男子ラグビーフットボール
本田技研工業株式会社男子軟式野球部	軟式野球
本田技研工業株式会社男子ハンドボール部	男子ハンドボール
NTN株式会社男子陸上競技部	男子陸上競技
株式会社デンソー女子陸上長距離部	女子陸上競技
相好株式会社男子体操競技部	男子体操競技
株式会社エクセディ女子卓球部	女子卓球
株式会社安永男子弓道部	男子弓道

## 7 第76回国民体育大会の開催準備について

### 1 現状

#### (1) これまでの準備状況について

平成33年の国民体育大会の開催に向けて、平成25年5月29日に第2回常任委員会を開催し、これまでの専門委員会で審議された案件について、審議のうえ、すべて原案どおり決定されました。

審議事項は、次のとおりです。

- 開催準備総合計画（別紙1）
- 会場地市町第一次選定（別紙2）
- 県及び会場地市町の業務分担・経費負担細目（別紙3）
- 競技施設基準（別冊3）
- 競技役員等編成基本方針（別紙4）
- 競技役員等養成基本計画（別紙5）
- 常任委員会から専門委員会への付託事項及び委任事項変更（別紙6）

### 2 課題

#### (1) 開催準備総合計画について

開催準備総合計画に沿って、各種方針等を計画的に策定するとともに、これらに基づいた諸準備を進めていく必要があります。

#### (2) 会場地市町の選定について

開催5年前（平成28年）に、日本体育協会に対して大会の開催申請書を提出し、内定を得ることとしており、正式競技の会場地市町についても、その際に併せて申請を行うこととなっています。そのため、この時まで選定を済ませておく必要があります。

#### (3) 役員等の養成・確保について

大会の開催にあたっては、各競技ごとに、審判員や運営員、補助員など多くの人材が必要になることから、現時点から、これらの人材の養成・確保を図る必要があります。

#### (4) 広報について

平成33年に本県で国体が開催されることの周知を進め、県民の皆さんにご理解をいただくためにも、広報の取組を一層、進めていく必要があります。

### 3 今後の方針

#### (1) 開催準備総合計画について

開催準備総合計画に基づき、平成25年度に取り組む予定の公開競技実施基本方針の策定等の準備項目に着手し、早期の履行を目指すとともに、平成26年度以降に予定している項目についても、可能なものから順次、着手を目指します。

(2) 会場地市町の選定について

第一次選定の結果を踏まえ、県内全域のバランスに配慮するとともに、市町や競技団体の意向を尊重しながら、県としての考えも示し、年度内に、対象となる正式競技 37 のうち半数程度を目途に会場地市町を選定できるよう、取組を進めてまいります。

(3) 役員等の養成・確保について

第2回常任委員会で決定された「競技役員等養成基本計画」に基づき、平成 26 年度から審判員や資格を要する運営員等、競技役員 of 養成に着手するため、各競技ごとに具体的な養成計画が策定されるよう、競技団体に働きかけてまいります。

(4) 広報について

8月に「広報・県民運動専門委員会」を設置し、広報基本計画の策定等、国体開催にかかる広報の進め方について審議、検討してまいります。

また、国体PR用のポスター、チラシ等の広報媒体を活用しながら、引き続き、国体開催の広報に努めてまいります。

第76回国民体育大会 開催準備総合計画

平成25年5月29日 第2回常任委員会決定

年度	平成24年(2012)	平成25年(2013)	平成26年(2014)	平成27年(2015)	平成28年(2016)	平成29年(2017)	平成30年(2018)	平成31年(2019)	平成32年(2020)	平成33年(2021)
逆年	9年前	8年前	7年前	6年前	5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	開催年
開催手続				県議会開催決議	開催申請書提出(6月) (日体協・文科省へ)	開催決定	総合視察(日体協・文科省)	開催決定・会期決定		
推進組織	第76回国民体育大会 三重県準備委員会 総会 常任委員会 総務企画専門委員会 施設専門委員会 競技専門委員会	広報・県民運動専門委員会		輸送・交通専門委員会 宿泊・衛生専門委員会 式典専門委員会 警備・消防専門委員会	募金・協賛推進委員会		国体・全国障害者スポーツ大会 県実行委員会	リハーサル大会実施		最終総会解散
会場地市町組織					会場地市町準備委員会(随時設置)	会場地市町実行委員会へ改組				
協賛・募金					国体募金推進基本方針 企業協賛推進基本方針	国体募金基本計画 企業協賛基本計画	国体募金受付開始 企業協賛受付開始	国体募金活動の推進 企業協賛活動の推進		
全体計画	開催基本方針	開催準備総合計画	開催基本構想の検討	開催基本構想策定						大会報告書
競技会場地選定	会場地市町選定基本方針 会場地市町選定基準 希望調査、ヒアリング、会場地市町の選定(数次)	県及び会場地市町の業務分 担・経費負担基本方針	公開競技意向調査、会場地市町の選定	公開競技実施申請書提出	デモスポ行事意向調査、会場地市町の選定	デモスポ実施申請書提出				
開・閉会式会場選定		開・閉会式会場の調査、選定								
文化プログラム					文化プログラム基本方針	文化プログラム実施計画	文化プログラム準備の推進(選定、広報、企画等)、申請書提出	文化プログラム実施		
歓迎・案内							歓迎案内準備の推進(接伴計画、案内所・歓迎装飾の整備等)			
行幸啓							行幸啓の準備(警備基本方針・基本計画、警備・警衛等実施計画、日程等計画・調整等)			
施設整備	競技施設整備基本方針	競技施設基準	中央競技団体における会場地正規視察(随時)		競技会場施設、開・閉会式会場整備の推進					
会場管理		競技施設整備調査、整備計画の策定					会場管理基本方針	会場管理基本計画	会場管理準備の推進(会場装飾・案内標識の整備等)	
情報通信							情報通信基本方針	情報通信基本計画	情報通信準備の推進(情報通信施設の架設等)	
競技運営	実施予定競技選択基本方針 競技役員等養成基本方針	競技役員等編成基本方針 競技役員等養成基本計画	競技運営基本方針 公開競技実施基本方針	競技役員等編成、養成事業の推進	リハーサル大会開催基準要項	リハーサル大会準備の推進	競技開催日程決定 記録業務基本方針	記録業務基本計画	記録業務準備の推進(速報計画の策定等) プログラムの作成	
競技用具			競技用具整備基本方針	競技用具整備計画	競技用具等の準備の推進(現況調査、競技用備品、運営用備品、消耗品の整備等)					
広報・県民運動	広報基本方針	広報基本計画	国体開催広報の推進(ポスター、リーフレット等の作成及び配布、インターネット・新聞等での広報等)	開催内定記念イベント 愛称、スローガン、マスコット キャラクター募集	開催内定記念イベント 愛称、スローガン、マスコット キャラクター決定	開催決定記念イベント	開催1年前イベント			
県民運動			県民運動基本方針	県民運動基本計画	県民運動の推進(各種媒体の作成及び配布、県民運動実施団体の支援等)		ボランティアの募集及び養成			
輸送・交通			輸送・交通基本方針	輸送・交通基本計画	輸送交通準備の推進(輸送計画、開・閉会式及び会場地輸送計画等)		交通規制、交通整理の実施			
宿泊・衛生			宿泊基本方針	宿泊基本計画	宿泊準備の推進(宿泊施設調査、総合配宿計画・広域配宿、民泊基本計画等)		標準献立作成方針	標準献立準備の推進(標準献立表の作成、講習会開催等)		
衛生・医療救護			医事衛生基本方針	医事衛生基本計画	医事衛生準備の推進(医療救護要領、食品衛生対策、環境衛生対策、防疫対策等)					
式典			式典基本方針	式典基本計画	式典準備の推進(式典演技、式典音楽、大会旗・炬火リレー、リハーサル等)					
警備・消防			警備、消防防災基本方針	警備、消防防災基本計画	警備、消防防災準備の推進					
国体開催	岐阜県	東京都	長崎県	和歌山県	岩手県	愛媛県	福井県	茨城県	鹿児島県	三重県

※本計画は、開催準備における主な方針や計画並びに準備行為等の予定概要を表記したものであり、今後の進捗状況により追加、修正を行う場合がある。

第 76 回国民体育大会 会場地市町第一次選定

【市町別】

	市町名	競技名・種目名	種別	開催予定施設
1	津市	バレーボール	全種別	・(仮称)津市産業・スポーツセンター (サオリーナ) ・津市安濃中央総合公園内体育館 ・津市芸濃総合文化センター内アリーナ
		バスケットボール	全種別	・(仮称)津市産業・スポーツセンター (サオリーナ) ・津市安濃中央総合公園内体育館 ・津市芸濃総合文化センター内アリーナ
		レスリング	全種別	・(仮称)津市産業・スポーツセンター (メッセウイング・みえ)
		柔道	全種別	・(仮称)津市産業・スポーツセンター (メッセウイング・みえ)
		なぎなた	全種別	・津市久居体育館
		ボウリング	全種別	・津グランドボウル
2	伊勢市	陸上競技	全種別	・三重県営総合競技場 陸上競技場
3	鈴鹿市	ソフトテニス	全種別	・三重県営鈴鹿スポーツガーデン庭球場

【競技別】

	競技名・種目名	種別	市町名	開催予定施設
1	バレーボール	全種別	津市	・(仮称)津市産業・スポーツセンター (サオリーナ) ・津市安濃中央総合公園内体育館 ・津市芸濃総合文化センター内アリーナ
2	バスケットボール	全種別		・(仮称)津市産業・スポーツセンター (サオリーナ) ・津市安濃中央総合公園内体育館 ・津市芸濃総合文化センター内アリーナ
3	レスリング	全種別		・(仮称)津市産業・スポーツセンター (メッセウイング・みえ)
4	柔道	全種別		・(仮称)津市産業・スポーツセンター (メッセウイング・みえ)
5	なぎなた	全種別		・津市久居体育館
6	ボウリング	全種別		・津グランドボウル
7	陸上競技	全種別	伊勢市	・三重県営総合競技場陸上競技場
8	ソフトテニス	全種別	鈴鹿市	・三重県営鈴鹿スポーツガーデン庭球場

(留意事項)

「開催予定施設」は、競技が開催できる能力を有する施設として判断したものであり、今後、中央競技団体視察の結果等により、会場の追加・変更等が生じる場合がある。

## 第 7 6 回国民体育大会 県及び会場地市町の業務分担・経費負担細目

「第 7 6 回国民体育大会 県及び会場地市町の業務分担・経費負担基本方針」（以下、「基本方針」という。）に基づき、業務分担・経費負担の細目を次のとおり定める。

- 1 基本方針に基づき県と市町とが各々の役割において開催準備を進める業務を整理した細目は、別表のとおりとする。
- 2 細目の内容については、業務の進捗状況に鑑み、必要に応じて修正を加えるものとする。また、この細目に定めのない項目で必要なものについては、県と会場地市町が協議のうえ、決定する。
- 3 県及び会場地市町の業務分担の細目における業務の実施において、県と市町は相互に、適宜、必要な説明、情報共有及び協力を行うこととする。
- 4 県及び会場地市町の経費負担の細目は、それぞれ業務分担の細目による業務に必要な経費とする。

別表

1 総務企画

(1) 総務関係

項目	県	会場地市町
総合計画	1 開催準備総合計画の策定 2 開催基本構想の策定	1 会場地市町における開催準備計画の策定
準備(実行)委員会	1 県準備(実行)委員会の設置及び運営 2 県準備(実行)委員会事務局の運営	1 会場地市町準備(実行)委員会の設置及び運営 2 会場地市町準備(実行)委員会事務局の運営
会場地選定	1 開・閉会式会場及び会場地市町の選定	1 競技会場及び練習会場等の調査 2 関係県競技団体との調整
実施本部	1 大会実施本部の設置及び運営	1 競技会実施本部の設置及び運営
文部科学省、公益財団法人日本体育協会(以下「日体協」という。)、中央競技団体等との連絡調整	1 文部科学省、日体協及び中央競技団体等との連絡調整 2 中央競技団体正規視察の連絡調整 3 文部科学省、日体協総合視察の連絡調整 4 日体協に対する承認事項の協議及び報告事項の調整	1 関係中央競技団体との連絡調整 2 関係中央競技団体正規視察に対する資料作成及び対応 3 文部科学省、日体協総合視察に対する資料作成及び対応
県内関係機関・団体等との連絡調整等	1 市町との連絡調整 2 県体育協会及び県競技団体との連絡調整	1 県との連絡調整 2 市町体育協会及び関係県競技団体との連絡調整 3 関係市町との連絡調整
関係機関・団体等に対する協力要請	1 関係機関・団体等に対する協力要請及び連絡調整	1 会場地市町における関係機関・団体等に対する協力要請及び連絡調整
大会役員等	1 大会役員及び競技会役員の編成基準の作成 2 大会役員、大会係員及び大会補助員の編成並びに委嘱 3 大会役員、大会係員及び大会補助員の委嘱状、案内状、礼状等の作成並びに配布 4 大会係員等の必携の作成及び配布	1 競技会役員の編成並びに委嘱 2 競技会役員の委嘱状、案内状、礼状等の作成並びに配布
招待者等	1 大会招待者及び競技会招待者の範囲の決定 2 大会招待者名簿の作成 3 招待券及び視察員証の発行 4 大会招待者の招待及び接遇	1 競技会招待者の範囲案の作成 2 競技会招待者名簿の作成 3 会場地市町関係招待券の配布 4 競技会招待者の招待及び接遇
参加章等	1 参加章、記念章等の意匠決定及び取扱要領の作成 2 参加章、記念章等の作成並びに配布	1 競技会関係者に対する参加章等の配布 2 競技会記念章等の作成及び配布
服飾	1 大会役員、大会係員、大会補助員及び報道員の服飾の調製並びに配布 2 開・閉会式に参加する競技役員の服飾の調製及び配布	1 競技会役員、競技会係員及び競技会補助員の服飾の調製並びに配布 2 競技役員及び競技補助員の服飾の調製並びに配布
報告書等	1 県準備概要の作成及び配布 2 大会報告書の作成及び配布	1 市町準備概要の作成及び配布 2 競技会報告書の作成及び配布 3 大会報告書の作成資料の提供及び協力
開催申請	1 開催申請書の作成及び提出	1 開催申請書の作成協力
各種全国会議	1 全国代表者会議、総監督会議及び全国報道者会議等の開催	1 競技別監督会議の開催
自衛隊協力要請等	1 自衛隊協力要請計画の策定 2 自衛隊との協議及び協力協定の締結	1 自衛隊協力に対する業務計画の策定 2 競技会の自衛隊協力の受入れ

(2) 財務関係

項目	県	会場地市町
予算編成等	1 国体関係予算の編成、執行及び決算	1 会場地市町における国体関係予算の編成、執行及び決算
国体募金・企業協賛	1 国体募金・企業協賛推進基本方針の決定及び計画の策定 2 国体募金・企業協賛の推進	1 県が実施する国体募金・企業協賛への協力
入場料・入場券	1 開・閉会式及び競技会入場料金の決定 2 開・閉会式入場券の作成及び販売 3 競技会入場券販売の協力	1 競技会入場料金案の作成 2 競技会入場券の作成及び販売 3 開・閉会式入場券販売の協力
プログラム販売	1 総合プログラムの販売	1 競技別プログラムの販売
売店	1 売店設置要項の作成 2 開・閉会式会場内での売店設置に関する指導及び規制	1 競技会場内での売店設置に関する指導及び規制
標章等	1 標章等の使用規程の作成 2 標章等の使用許可申請の受付及び許可	1 標章等の使用許可申請に関する協力

(3) 文化プログラム関係

項目	県	会場地市町
文化プログラム	1 文化プログラム基本方針の決定及び実施計画の策定 2 文化プログラム実施事業の選定 3 県における文化プログラム事業の企画及び実施 4 広報リーフレット、ポスターの作成及び配布	1 会場地市町における文化プログラム実施計画の策定 2 会場地市町における文化プログラム事業の企画及び実施

(4) 行幸啓関係

項目	県	会場地市町
行幸啓	1 行幸啓本部の設置及び運営 2 行幸啓計画の策定 3 接伴計画の策定及び接伴の実施 4 御泊所、御休憩所、御座所等の整備 5 宮内庁、日体協及び市町等関係機関との連絡調整 6 行幸啓記録の編さん 7 警衛基本方針の決定及び計画等の策定 8 警衛本部の設置及び運営	1 行幸啓計画策定資料の提出 2 会場地市町における接伴計画の策定及び接伴の実施 3 会場地市町における御泊所、御休憩所、御座所等の整備

(5) 歓迎・案内関係

項目	県	会場地市町
接伴・接遇	1 開・閉会式における大会役員、選手団、視察員等に対する接伴計画の策定及び実施 2 総合案内所及び開・閉会式会場における休憩所の設置及び運営 3 接伴員の手引きの作成及び配布 4 開・閉会式における接伴係員及び案内所係員の編成並びに研修会の実施	1 会場地市町における競技会役員、選手団、視察員等に対する接伴計画の策定及び実施 2 総合案内所及び開・閉会式会場における休憩所運営の協力 3 会場地市町における案内所・休憩所の設置及び運営 4 会場地市町における接伴員及び案内所係員の編成並びに研修会の実施
歓迎装飾	1 歓迎装飾基本計画の策定 2 開・閉会式会場内外の歓迎装飾の設置等	1 会場地市町における歓迎装飾の設置等



観光紹介等	1 県内観光地及び物産等の紹介 2 観光ガイドブック等の作成及び配布	1 会場地市町における観光地及び物産等の紹介 2 会場地市町の観光ガイドブック等の作成及び配布
-------	---------------------------------------	--

## 2 施設整備・管理

### (1) 施設関係

項目	県	会場地市町
競技施設等	1 競技施設基準の策定 2 競技会場及び練習会場の選定 3 競技施設整備計画の策定 4 競技会場及び練習会場となる県有施設の整備計画の策定並びに整備 5 開・閉会式会場の仮設施設の整備	1 競技会場及び練習会場となる市町有施設の整備計画の策定並びに整備 2 競技会場及び練習会場の仮設施設の整備 3 競技会場及び練習会場となる民間施設等との連絡調整
駐車場	1 開・閉会式のための駐車場の確保 2 競技会のための駐車場の確保の協力	1 競技会のための駐車場の確保 2 開・閉会式のための駐車場の確保の協力
施設概要	1 施設概要の作成及び配布	1 施設概要の作成資料の提供
会場管理	1 開・閉会式会場管理基本方針の決定及び計画の策定 2 開・閉会式会場内外の装飾、案内標識等の設置及び環境整備 3 開・閉会式会場の運営及び管理 4 開・閉会式会場美化計画の策定及び実施	1 競技会場管理計画の策定 2 競技会場内外の装飾、案内標識等の設置及び環境整備 3 競技会場の運営及び管理 4 競技会場美化計画の策定及び実施

### (2) 情報通信関係

項目	県	会場地市町
情報通信計画	1 情報通信基本方針の決定及び計画の策定 2 情報通信関係機関との連絡調整	1 会場地市町における情報通信計画の策定
情報通信施設の架設・運営	1 開・閉会式に必要な情報通信施設架設計画の策定 2 開・閉会式に必要な情報通信施設の架設及び運営 3 県記録本部と競技会場間の情報通信施設の架設及び運営 4 総合案内所の情報通信施設の架設及び運営	1 会場地市町における情報通信施設架設計画の策定 2 会場地市町における情報通信施設の架設及び運営

## 3 競技運営

項目	県	会場地市町
実施要項等	1 大会実施要項の作成及び配布	1 競技別実施要項の作成及び配布
参加申込	1 参加申込書の作成及び配布 2 参加申込書の受付、整理及び会場地市町との連絡調整	1 競技別参加申込書の受付、整理及び県との連絡調整
競技運営	1 競技運営基本方針の決定 2 競技運営の総括、連絡調整	1 競技運営計画の策定 2 競技の運営
競技役員等	1 競技役員等編成基本方針の決定 2 競技役員等養成基本方針の決定及び計画の策定 3 競技役員及び競技補助員の編成並びに養成 4 県外競技役員数の決定及び旅費基準の作成	1 競技役員及び競技補助員の編成原案の作成 2 競技役員及び競技補助員の養成への協力 3 競技会係員及び競技会補助員の編成並びに養成 4 競技役員、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の委嘱状、礼状等の作成並びに配布 5 競技役員等の必携の作成及び配布

プログラム	1 総合プログラム・競技別プログラム編成方針の決定 2 総合プログラムの作成及び配布 3 競技別日程表及び競技組合せ一覧表の作成並びに配布	1 競技別プログラムの作成及び配布 2 総合プログラム、競技別日程表及び競技組合せ一覧表の作成協力
競技記録	1 記録業務基本方針の決定及び計画の策定 2 競技記録本部の設置及び運営 3 競技記録の収集速報計画の策定 4 競技記録の収集・整理及び発表 5 記録本部員、補助員の編成及び養成	1 競技記録本部との情報通信体制の整備 2 競技別記録の収集及び速報 3 会場地市町における記録係員、補助員の編成及び養成 4 記録係員必携の作成
総合成績	1 総合成績の得点計算及び順位決定 2 総合成績計算係員及び補助員の養成	1 競技別成績の得点計算及び順位決定並びに競技記録本部への報告 2 競技別成績計算係員及び補助員の養成
表彰状等	1 総合成績に係る表彰状作成及び交付 2 競技別表彰状、賞状の作成及び配布	1 競技別表彰状、賞状の交付
競技別リハーサル大会	1 競技別リハーサル大会開催基準要項の策定	1 競技別リハーサル大会実施計画の策定 2 競技別リハーサル大会の実施
公開競技	1 公開競技実施基本方針の決定 2 公開競技の選定 3 公開競技実施申請書の提出	1 公開競技の実施
デモンストレーションスポーツ	1 デモンストレーションスポーツ実施基本方針の決定 2 デモンストレーションスポーツの選定 3 デモンストレーションスポーツ実施申請書の提出	1 デモンストレーションスポーツの実施計画の策定 2 デモンストレーションスポーツの実施
競技用具等	1 競技用具整備基本方針の決定及び計画の策定 2 競技用具の規格、数量調査及び基礎調査の実施 3 競技会場及び練習会場となる県有施設の競技用備品の整備	1 会場地市町における競技用具整備計画等の策定 2 競技用具の基礎調査に関する協力 3 競技会場及び練習会場となる市町有施設の競技用備品の整備 4 競技会場及び練習会場となる施設の競技用消耗品、運営用備品並びに運営用消耗品の整備

#### 4 広報・県民運動

##### (1) 広報関係

項目	県	会場地市町
広報活動	1 広報基本方針の決定及び計画の策定 2 大会愛称、スローガン、マスコット等の決定及び普及 3 ポスター、ガイドブック、リーフレット等各種広報媒体物の作成及び配布 4 広告塔等宣伝工作物の設置及び管理 5 インターネット、新聞、テレビ、ラジオ等による広報の実施 6 イメージソング等の制定及び普及	1 会場地市町における広報計画の策定 2 県発行各種広報媒体物の配布協力 3 会場地市町における各種広報媒体物の作成及び配布 4 会場地市町における各種宣伝工作物の設置及び管理 5 会場地市町におけるインターネット、新聞、テレビ、ラジオ等による広報の実施 6 イメージソング等の普及
報道対応	1 報道機関との連絡調整 2 開・閉会式等における報道機関の取材活動に対する協力 3 報道員ハンドブックの作成及び配布 4 航空規制計画の策定及び実施 5 報道本部の設置及び運営	1 会場地市町における報道機関との連絡調整 2 会場地市町における報道機関の取材活動に対する協力
記録映像等	1 記録映像等の企画及び制作 2 大会記録写真の撮影	1 競技等記録映像撮影及び撮影の協力 2 競技会記録写真の撮影
記念行事	1 県記念行事の計画策定及び実施	1 会場地市町における記念行事の計画策定及び実施

(2) 県民運動関係

項目	県	会場地市町
県民運動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県民運動基本方針の決定及び計画の策定</li> <li>2 全県的な県民運動の推進</li> <li>3 県民運動推進のための各種媒体物の作成及び配布</li> <li>4 県民運動実践団体の支援</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会場地市町における県民運動推進計画の策定</li> <li>2 会場地市町における県民運動の推進</li> <li>3 会場地市町における県民運動推進のための各種媒体物の作成及び配布</li> <li>4 会場地市町における県民運動実践団体の支援</li> </ol>
ボランティア	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開・閉会式等の運営に係るボランティアの募集及び養成</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技会等の運営に係るボランティアの募集及び養成</li> </ol>

5 式典

項目	県	会場地市町
開・閉会式等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 式典基本方針の決定及び計画の策定</li> <li>2 開・閉会式運営要領の作成</li> <li>3 開・閉会式進行計画の策定</li> <li>4 開・閉会式の実施</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技会表彰式実施要領の作成及び実施</li> <li>2 競技会表彰式進行計画の策定</li> <li>3 開・閉会式の実施の協力</li> </ol>
式典演技	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開・閉会式における式典演技基本計画の策定及び実施要項の作成並びに実施</li> <li>2 式典演技出演者の編成及び養成</li> <li>3 式典演技の用具等の整備並びに服飾等の調製</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開・閉会式における式典演技の実施の協力</li> <li>2 式典演技出演者の編成及び養成への協力</li> </ol>
式典音楽	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開・閉会式における式典音楽基本計画の策定及び実施要項の作成並びに実施</li> <li>2 開・閉会式における式典音楽隊、合唱隊の編成及び養成</li> <li>3 開・閉会式における式典音楽隊の楽器の確保及び服飾等の調製</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技会表彰式における式典音楽計画の策定及び実施</li> <li>2 開・閉会式における式典音楽隊の楽器の確保に関する協力</li> </ol>
式典放送	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開・閉会式における式典放送計画の策定及び実施</li> <li>2 開・閉会式会場内の放送施設・設備の整備</li> <li>3 開・閉会式式典アナウンサー等放送係員の選定及び養成</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技会場内放送計画の策定及び実施</li> <li>2 競技会場内の放送施設・設備の整備</li> <li>3 会場地市町におけるアナウンサー等放送係員の選定及び養成</li> </ol>
大会旗・炬火リレー	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大会旗・炬火リレー基本計画の策定</li> <li>2 大会旗・炬火リレーの用具等の整備及び服飾等の調製</li> <li>3 採火式、出発式、集火式の企画及び実施</li> <li>4 大会旗・炬火リレーポスター、プログラム等の作成及び配布</li> <li>5 大会旗・炬火リレーリハーサルの実施</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大会旗・炬火リレー基本計画の策定に関する協力</li> <li>2 会場地市町における歓迎式等の企画及び実施</li> <li>3 管内リレー走者の編成</li> <li>4 大会旗・炬火リレーリハーサル及び管内練習の実施</li> <li>5 管内大会旗・炬火リレーの実施</li> </ol>

6 宿泊・衛生

(1) 宿泊関係

項目	県	会場地市町
宿泊施設等実態調査	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 宿泊施設等実態調査の実施</li> <li>2 県内宿泊施設台帳の作成</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会場地市町における宿泊施設等実態調査の実施及び作成</li> <li>2 会場地市町における宿泊施設台帳の作成</li> </ol>
宿泊・配宿計画等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 宿泊基本方針の決定及び計画の策定</li> <li>2 総合配宿計画の策定及び広域配宿に関する連絡調整</li> <li>3 宿泊料金等の決定及び協定の締結</li> <li>4 宿泊要項の作成</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会場地市町における配宿計画の策定</li> <li>2 広域配宿の実施及び引き受け市町との連絡調整</li> <li>3 配宿の実施</li> <li>4 会場地市町における配宿施設名簿の作成</li> </ol>

	5 県内配宿施設名簿の作成及び配布	
宿泊指導等	1 宿泊施設等の改善指導及び連絡調整	1 会場地市町における宿泊施設等の改善指導（バリアフリー対策を含む）
民泊	1 民泊基本計画の策定	1 会場地市町における民泊計画の策定 2 会場地市町における民泊協力者の調査及び連絡調整 3 民泊協力者の決定及び指導
標準献立	1 標準献立作成方針の決定 2 標準献立表の作成及び指導 3 標準献立普及講習会の開催	1 会場地市町における標準献立普及地区講習会の開催
国体弁当	1 弁当調達計画の策定 2 開・閉会式における弁当の調達及び斡旋 3 国体弁当調理講習会の開催	1 会場地市町における弁当調達計画の策定 2 会場地市町における弁当の調達及び斡旋
宿泊申込	1 宿泊申込書の受理、整理及び連絡調整	1 会場地市町における宿泊施設との連絡調整

(2) 衛生関係

項目	県	会場地市町
医事衛生	1 医事衛生基本方針の決定及び計画の策定	1 会場地市町における医事衛生計画の策定
医療救護	1 医療救護実施要項等の作成 2 医療機関との連絡調整 3 救護本部の設置及び運営 4 開・閉会式における救護所等の設置及び救急車の配置並びに救護の実施	1 会場地市町における医療救護計画等の策定 2 会場地市町における医療機関との連絡調整 3 競技会場、練習会場における救護所の設置及び救急車の配置並びに救護の実施
食品衛生	1 食品衛生対策要領の作成 2 食品衛生の監視指導 3 食品衛生講習会の開催 4 食品衛生に関する啓発	1 会場地市町における食品衛生の監視指導の協力 2 会場地市町における食品衛生地区講習会の開催 3 会場地市町における食品衛生に関する啓発
環境衛生	1 環境衛生対策要領の作成 2 環境衛生対策実施要領の作成 3 環境衛生対策の実施 4 環境衛生に関する啓発 5 清掃パトロール計画の作成	1 会場地市町における環境衛生対策の実施 2 会場地市町における環境衛生に関する啓発 3 会場地市町における清掃パトロールの実施
予防・防疫	1 防疫対策要領の作成 2 宿泊施設及び食品営業関係者等の健康診断の実施 3 予防・防疫の監視指導 4 予防・防疫に関する啓発	1 会場地市町における宿泊施設及び食品営業関係者等の健康診断の実施 2 会場地市町における予防・防疫の監視指導 3 会場地市町における予防・防疫に関する啓発
馬事衛生	1 馬事衛生対策要領の作成	1 馬事衛生対策の実施

7 輸送・交通

項目	県	会場地市町
輸送計画	1 輸送交通基本方針の決定及び計画の策定 2 全国輸送計画の策定 3 開・閉会式輸送計画の策定 4 輸送機関との連絡調整	1 会場地市町における輸送計画の策定 2 会場地市町における輸送機関との連絡調整
大会参加者等輸送	1 輸送本部の設置及び運営 2 開・閉会式における大会参加者等の輸送 3 開・閉会式における輸送交通の案内	1 会場地市町における大会参加者等の輸送 2 会場地市町における輸送交通の案内
配車・車両借上げ等	1 開・閉会式配車計画の策定 2 車両の借上げ、斡旋及び配車	1 会場地市町における配車計画の策定 2 会場地市町における車両の借上げ、斡旋及び配車

駐車場管理	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開・閉会式における駐車場の管理及び運営</li> <li>2 開・閉会式における駐車ステッカーの作成及び配布</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会場地市町における駐車場の管理及び運営</li> <li>2 会場地市町における駐車ステッカーの作成及び配布</li> </ol>
交通計画・交通規制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 輸送交通基本方針の決定及び計画の策定(再掲)</li> <li>2 開・閉会式における交通案内図の作成及び配布</li> <li>3 開・閉会式における交通案内標識等の設置</li> <li>4 開・閉会式における交通規制及び交通整理の実施</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会場地市町における交通計画の策定</li> <li>2 会場地市町における交通案内図の作成及び配布</li> <li>3 会場地市町における交通案内標識等の設置</li> <li>4 会場地市町における交通整理の実施</li> </ol>

## 8 警備・消防

項目	県	会場地市町
警備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警備基本方針の決定及び計画の策定</li> <li>2 警備本部の設置及び運営</li> <li>3 開・閉会式における警備の実施</li> <li>4 警備用装備資材の整備</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会場地市町における警備計画の策定</li> <li>2 競技会場等における警備の実施</li> <li>3 会場地市町における警備上必要な資材の整備</li> </ol>
消防防災	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防防災基本方針の決定及び計画の策定</li> <li>2 消防防災本部の設置及び運営</li> <li>3 開・閉会式における消防防災の実施</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会場地市町における消防防災計画の策定</li> <li>2 会場地市町における消防防災の実施</li> </ol>



## 第 7 6 回国民体育大会 競技役員等編成基本方針

第 7 6 回国民体育大会（以下、「大会」という。）における競技役員等の編成は、大会における競技会の運営が円滑に行われるよう、次の基本方針に基づき実施する。

### 1 基本方針

- (1) 競技役員等の編成は、公益財団法人日本体育協会の定める「国民体育大会開催基準要項（以下「要項」という。）」及び同細則並びに「国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」に基づき、第 7 6 回国民体育大会三重県準備（実行）委員会（以下、「三重県準備（実行）委員会」という。）が、会場地市町準備（実行）委員会及び県・中央競技団体と十分協議をして行うこととする。
- (2) 競技役員等の編成は、1 人 1 競技を原則として、県及び地域スポーツの普及・推進を図るため、できる限り県内役員とし、競技団体及び会場地市町の実情に即し、必要最低限の人数により最大の効果をあげることができるよう適正な配置を行うこととする。
- (3) 競技役員等の編成は、競技団体及び会場地市町の関係者のみならず、広く県民の積極的な参加と協力を得られるよう配慮することとする。

### 2 競技役員等の種類、定義及び編成方法

- (1) 競技役員等の種類、定義及び編成方法は、次のとおりとする。

#### ①主に競技会（試合等）運営に携わる役職

役職名		定義	編成方法
競技会役員		要項第 2 2 項第 2 号の規程に該当する者	名誉会長、会長、副会長、顧問、参与、委員長、副委員長及び委員とする。
競技役員	審判員	直接競技の審判に携わる者	原則として、県内有資格者をもって編成することとし、必要に応じて中央及び近県競技団体関係者を含めて編成する。
	運営員	直接競技会の運営に携わる者（審判員を除く）	原則として、県競技団体関係者と会場地市町関係者等をもって編成することとし、必要に応じて中央及び近県競技団体関係者を含めて編成する。
競技補助員		競技役員の業務の補助に携わる者	会場地市町及び周辺市町に在住する当該競技関係者をもって編成する。

②主に競技会場運営に携わる役職

役職名	定義	編成方法
競技会係員	宿泊、輸送、歓迎、駐車場等の競技会を支援する間接的な業務に携わる者	会場地市町関係者等をもって編成する。
競技会補助員	競技会係員の業務の補助に携わる者	会場地市町及び周辺市町に在住する者をもって編成する。

- (2) 競技役員等の編成案は、会場地市町準備（実行）委員会が競技団体等と協議のうえ作成し、三重県準備（実行）委員会において決定する。

3 競技役員等の調整

競技役員等の編成にあたり、重複して競技役員等（監督、コーチ及び選手を含む）となる可能性がある場合は、次の原則により関係者が協議して調整する。

- (1) 監督、コーチ及び選手と競技役員等の重複については、監督、コーチ及び選手を優先する。
- (2) 2競技以上にわたる競技役員等の重複については、その業務内容により、関係者が協議して調整する。
- (3) 同一競技における競技役員等の重複については、その業務内容により認める。
- (4) 開・閉会式及び集団演技関係役員等と競技役員等の重複については、その業務内容により認める。

4 業務内容

競技役員等のうち、競技役員、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の想定される業務内容は、概ね、次のとおりとする。

①主に競技会（試合等）運営に係る業務内容

役職名	業務内容
競技役員 審判員	総括、総務、運営、審判、記録、出発、観察、放送、召集、掲示、進行、報道、表彰、救護、得点掲示、記録送受信、総合成績計算、会場 等
運営員	
競技補助員	競技役員の業務補助

②主に競技会場運営に係る業務内容

役職名	業務内容
競技会係員	統括、総務、受付案内、接待、宿泊、輸送、会場整理、警備、施設管理、会場美化、練習会場、駐車場、弁当、入場券販売、プログラム販売 等
競技会補助員	競技会係員の業務補助



## 第 7 6 回国民体育大会 競技役員等養成基本計画

第 7 6 回国民体育大会（以下、「大会」という。）の競技運営にあたる競技役員等の養成については、「第 7 6 回国民体育大会競技役員等養成基本方針」及び「第 7 6 回国民体育大会競技役員等編成基本方針」に基づき、「第 7 6 回国民体育大会競技役員等養成基本計画」を作成し、計画的かつ円滑な事業の推進を図る。

### 1 養成対象

競技役員（審判員・運営員）、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員を養成の対象とする。

### 2 業務分担

- (1) 競技団体は、直接競技の運営・進行に携わる競技役員及び競技補助員について、講習会開催及び派遣業務等を実施し養成を行う。
- (2) 会場地市町は、競技会の運営に携わる競技会係員及び競技会補助員について、関係団体と十分協議し、必要に応じて講習会を開催し養成を行う。
- (3) 県は、事業の進捗状況を逐次把握し、競技団体及び会場地市町と連携を図り、大会開催までに競技役員等を確保するよう努める。

### 3 養成事業

- (1) 競技役員（審判員・運営員）の養成事業については、次のとおりとする。
  - ① 県内講師による県内講習会
  - ② ブロック及び中央の競技団体講師による県内講習会
  - ③ ブロック及び中央の競技団体主催の講習会への派遣
  - ④ ブロック及び中央の競技団体主催の大会への派遣
- (2) 競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の養成事業については、次のとおりとする。
  - ① 県内講師による県内講習会
  - ② ブロック及び中央の競技団体講師による県内講習会

#### 4 養成実施年次計画

競技役員等の養成実施年次計画は、次のとおりとする。

区分			年度（開催前年）							
			26 7年前	27 6年前	28 5年前	29 4年前	30 3年前	31 2年前	32 1年前	33 開催年
競技役員	審判員	中央講習会等派遣 県内講習会	← 資格取得、資格維持、資質向上 →							
		中央講習会等派遣 県内講習会	← 資格取得、資格維持、資質向上 →							
	その他の 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会						← 養成、資質向上 →		
競技補助員		県内講習会						← 養成、資質向上 →		
競技会係員		県内講習会						← 養成 →		
競技会補助員		県内講習会						← 養成 →		

#### 5 養成計画

- (1) 競技役員等の具体的な養成計画は、各競技団体が別途作成する。
- (2) 養成計画は、事業の進捗状況をふまえて毎年見直しをする。

常任委員会から専門委員会への付託事項及び委任事項変更

第 76 回国民体育大会三重県準備委員会会則 12 条第 6 項第 2 号の規程により、広報・県民運動専門委員会を新たに設置し、付託及び委任事項を次のとおりとする。

専門委員会名	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">設置済</div>	1 総合的な計画の立案、推進に関すること。 2 会場の選定に関すること。 3 開・閉会式の選定に関すること。 4 県及び会場市町の業務分担に関すること。 5 文化プログラムに関すること。 6 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。	1 総合的な計画の調査、調整等に関すること。 2 会場の選定の調査、調整等に関すること。 3 開・閉会式の選定の調査、調整等に関すること。 4 県及び会場市町の業務分担の調査、調整等に関すること。 5 文化プログラムの調査、調整等に関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項の調査、調整等に関すること。
施設 専門委員会  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">設置済</div>	1 競技施設及び関連施設に関すること。 2 開・閉会式会場及び関連施設に関すること。 3 情報通信施設整備に関すること。 4 その他施設に係る重要事項に関すること。	1 競技施設及び関連施設の調査、調整等に関すること。 2 開・閉会式会場及び関連施設の調査、調整等に関すること。 3 情報通信施設整備の調査、調整等に関すること。 4 その他施設に係る調査、調整等に関すること。
競技 専門委員会  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">設置済</div>	1 競技運営等に関すること。 2 競技役員等の養成及び編成に関すること。 3 競技用具の整備検討に関すること。 4 競技記録に関すること。 5 その他競技運営に係る重要な事項に関すること。	1 競技運営等の調査、調整等に関すること。 2 競技役員等の養成及び編成の調査、調整等に関すること。 3 競技用具の整備検討の調査、調整等に関すること。 4 競技記録の調査、調整等に関すること。 5 その他競技運営に係る調査、調整等に関すること。

<p>広報・県民運動専門委員会</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新規設置</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報に関する事。</li> <li>2 県民運動に関する事。</li> <li>3 大会愛称、スローガン、マスコット等に関する事。</li> <li>4 その他、広報、県民運動に関する事。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報の調査、調整等に関する事。</li> <li>2 県民運動の調査、調整等に関する事。</li> <li>3 大会愛称、スローガン、マスコット等の調査、調整等に関する事。</li> <li>4 その他、広報、県民運動の調査、調整等に関する事。</li> </ol>
---	--	--

## 8 南部地域活性化プログラムの取組状況について

### 1 現状と課題

県南部地域では、豊かな自然やその恵み、自然と共生してきた地域の文化など、多くの資源や魅力が存在する一方で、基幹産業である第一次産業の衰退や若者の流出などによる生産年齢人口の減少、過疎化、高齢化が進行しています。また、東紀州地域では、紀伊半島大水害からの復興を確実なものにしていくことが求められています。

このため、「南部地域活性化プログラム」では、若者の雇用の場の確保と定住促進に向けた取組や東紀州地域の観光・産業振興などの取組を進めるとともに、総合的・横断的な事業推進を図ることとしています。

「南部地域活性化プログラム」の取組を推進するため、平成 24 年度の南部地域活性化局の設置に続き、平成 25 年度は新たに地域活性化局（南勢志摩、紀北、紀南）を設置しました。また、関係市町・有識者・県で構成する「南部地域活性化推進協議会」を設置するなど、地域の実情に応じて、市町等と連携した課題の解決や活性化に向けた取組を進めています。

さらに、東紀州地域においては、世界遺産熊野古道を核とした自然・歴史・文化、地域資源などを生かした観光・産業振興の取組を、地域のコーディネータである東紀州地域振興公社や、集客交流拠点である熊野古道センターおよび紀南中核的交流施設を活用しながら進めています。

加えて、南部地域の活性化に向けた課題は多岐の分野にわたることから、知事を本部長とする部局横断組織である「南部地域活性化推進本部」を設置するなど、活性化に向けた取組について、庁内関係部局との情報共有等を図っています。

### 2 取組状況について

#### (1) 若者の雇用の場の確保と定住促進について

##### ① 三重県南部地域活性化基金の活用

複数市町の連携した取組等を機動的に支援する「三重県南部地域活性化基金（以下「基金」という。）」を活用し、平成 25 年度は「第一次産業の担い手確保対策事業」や「移住交流推進事業」など 11 事業を実施しています。基金の活用状況については、別紙のとおりです。

なお、6 月補正予算では、「幹線道路を活用した誘客促進事業」において、サニーロードを活用した誘客促進をさらに進めるため、度会町道の駅（仮称）基本構想策定に対する支援を、「東紀州地域資源魅力発信事業」において、東紀州地域の 5 市町が連携して行う高速道路サービスエリア等での情報発信の取組への支援を計上しています。

## ② 移住交流の取組

市町と連携し、移住者の受入体制の充実を図るとともに、平成 24 年度に引き続き、三大都市圏において、長野県など他県とも連携して移住に向けた情報発信等を行います。

### ア 名古屋「岐阜と三重の合同移住相談会」

8月4日（日）に、名古屋において岐阜県と共催で合同移住相談会を開催します。

### イ 大阪「ふるさと回帰フェア」

9月21日（土）に、大阪において認定NPO法人ふるさと回帰支援センター主催の「ふるさと回帰フェア」に出展します。

### ウ 東京「首都圏営業拠点を活用した移住相談会」

10月以降に、移住相談会を首都圏営業拠点において3回程度開催することとし、その内2回は、長野県・岐阜県と共催でそれぞれ合同相談会を開催すべく協議を重ねています。

## ③ 集落支援のモデル的な取組

南部地域では、集落機能が弱くなっている地域が増えていることから、モデル地域を選定し、市町・大学と連携して集落機能を維持するための取組を進めています。平成 24 年度は、慶應義塾大学と連携して尾鷲市早田および近隣集落において、四日市大学と連携して志摩市渡鹿野島において取組を進めました。

平成 25 年度は、尾鷲市・志摩市のモデル地域での取組に加え、新たに三重大学と連携して、南伊勢町礪浦（さざらうら）地域、紀北町島勝浦地域、御浜町神木（こうのぎ）地域、紀宝町浅里地域をモデル地域として取組を進めるとともに、そこで得たノウハウを他の市町や市町内の他地域へ波及させるためのマニュアル作成等を進めます。

## (2) 東紀州地域の観光・産業振興の取組について

### ① 東紀州地域振興公社、熊野古道センターおよび紀南中核的交流施設を活用した取組

紀伊半島大水害からの復興を確実なものとしていくために、関係者と連携して地域の資源や魅力を生かした観光振興、産業振興の取組をさらに進めます。

#### ア 東紀州地域振興公社

東紀州地域振興公社では、熊野古道伊勢路を核とした旅行商品を企画し、エージェントセールスを行うとともに、観光展等への参加やプレス&フィルムコミッションを通じた取材に協力することで地域の魅力を発信します。

また、東紀州地域特産品の販路拡大を図るため、商品の高付加価値化に向けた取組の支援、商談会等への出展支援、大都市圏でのアンテナシ

ヨップや物産展等への出展を行っていきます。さらに、地域で開催されるグルメイベントに支援することによりご当地グルメを活用した集客交流の取組を進めていきます。

#### イ 熊野古道センター

熊野古道センターでは、「熊野を訪ねた文学者たち」や祭りシリーズ第3弾企画として尾鷲市「ヤーヤ祭り」等の企画展の実施を予定しています。また、地域と連携して「熊野古道写真教室」等の交流イベント、ひのきアート等の体験教室を引き続き実施するほか、隣接する「夢古道おわせ」など他の施設との連携を一層深めていきます。

#### ウ 紀南中核的交流施設

紀南中核的交流施設では、伊勢志摩の宿泊施設と連携したプランや丸山千枚田田植えの集い、花の窟お綱かけイベントを含んだ魅力的な宿泊・日帰りプランを設定するとともに、熊野古道体験ツアーなど地域資源を活用した体験プログラムを充実します。

また、「いろは展」や「熊野里人市」の開催など地域と連携した物産展などに取り組んでいきます。

### ② 熊野古道世界遺産登録 10 周年に向けた取組

平成 25 年度は、神宮式年遷宮や高速道路の概成に加え、世界遺産登録 10 周年の前年にあたることから、首都圏等での熊野古道セミナーの開催や神宮来訪者等への情報発信、熊野古道伊勢路でのモデルウォーク開催など、誘客促進に向けた取組や 10 周年に向け機運を高めるための取組を行います。

また、10 周年に向けた準備を進めるために、県・市町・事業者等で構成する実行委員会において、来年度の事業内容等について検討を進めています。

### (3) 総合的・横断的な事業推進について

引き続き「南部地域活性化推進本部」などにおいて、南部地域の市町が抱える課題等について情報を共有し、関係部局の施策や基金を有効に活用しながら、活性化に向けた取組を地域活性化局と一体となって実施するなど、総合的・横断的な事業推進を図っていきます。





事業名	関係市町等	取組概要	予算額	
第一次産業の担い手確保対策事業	紀南農業・農村担い手対策事業 (平成24年度～)	熊野市 御浜町 紀宝町 JA三重南紀	柑橘農家の担い手を確保するため、「三重南紀元気なみかんの里創生プロジェクト協議会」が実施する就業希望者向けの基盤整備や情報発信等に対し支援を行う。 ①定住促進に向けた基盤整備 ・住居の整備(研修用の住居の整備) ・遊休農地等を活用した研修ほ場の整備(優良品種園の確保)、収益向上対策として、マルドリ栽培への取組を支援。 ②就農希望者に向けた就農フェア等での情報発信。 ③就農希望者と研修受入農家および産地とのマッチングを図るための農業体験や先に就農した方との懇談、相談会の実施。  【平成24年度実績】 ① 定住促進に向けた基盤整備 ・住居の確保(就農を目指す研修生用の住居の確保・整備): 住居の確保(所有者との賃借合意) 御浜町2戸、紀宝町2戸 住居の整備(既存住居の改修) 熊野市5戸 ・優良品種園地整備:御浜町下市木10a みえの一番星(みえ紀南1号) ・マルドリ栽培支援:御浜町志原8a ② 就農フェア等への参加:11/24東京、2/16大阪、2/16津市。平成24年度就農相談実績:19件 ③ 地域訪問・相談会の実施:11/26~30(5日間。1名)	1,500
	漁業の担い手育成事業 (平成24年度～)	尾鷲市 志摩市	漁業の担い手を育成するため、尾鷲市・志摩市における就業希望者向けの住居確保や副収入対策に対し支援を行う。 ○住居の確保策 ・尾鷲市における漁業担い手確保と連携した空き家活用の取組に支援を行う。 ○副収入対策 ・志摩市の漁業形態では、一定の収入が得られるまでに、複数年の経験が必要なことから、副収入を得るための取組として、新たな漁業形態への展開、鮮魚等を干物に加工して販売するための冷凍設備の整備に支援を行う。  【平成24年度実績】 ・尾鷲市では、10月下旬から農林水産部の担い手育成事業「漁師塾」の取組を進め、地域外から2名が1ヶ月の長期研修に参加した。研修期間中の合宿所として空き家を活用することとし、生活に必要な備品や消耗品の整備を基金を活用して行った。以降、漁師塾に参加した1名が長期研修に移行した。 ・志摩市では、副収入対策としてさつまいもの栽培を行うこととし、耕作放棄地との賃貸借契約や農地法に関わる手続きを進めるとともに、基金を活用して農機具の整備や獣害対策の電気柵の設置工事を実施した。	450
移住交流推進事業	空き家調査事業	尾鷲市 志摩市 大紀町	移住者の受入体制の充実を図るため、尾鷲市・志摩市・大紀町が実施する空き家の実態調査、所有者および活用意向調査に対し支援を行う。	1,145
	田舎暮らし体験事業	熊野市 大紀町 紀北町	地域への移住を促進するため、熊野市・大紀町・紀北町が実施する田舎暮らし体験ツアーに対し支援を行う。 ①共通取組 ・南部地域田舎暮らし体験ツアーチラシ作成 ②個別取組 ・田舎暮らし体験ツアー(熊野市・大紀町・紀北町)	855

平成25年度 南部地域活性化基金の活用状況について

別紙

単位:千円

事業名	関係市町等	取組概要	予算額
幹線道路を活用した誘客促進事業	サニーロードを活用した誘客促進事業 玉城町 度会町 南伊勢町	平成25年の式年遷宮、平成26年の熊野古道世界遺産登録10周年を観光面の絶好の機会と捉え、サニーロードを活用した誘客促進を図るため、玉城町・度会町・南伊勢町が連携して行うサニーロード周辺魅力の発信や広域的な周遊を提案する取組に対し支援を行う。 ①共通取組 ・「サニーロード沿線マップ(仮称)」や「サニーロード界限“産直市”案内チラシ(仮称)」等の作成 ・これら情報紙の高速SA(土山、御在所、安濃)での配布及び各町の広報紙への折込み ・サニーロード周知のための案内看板設置 ②個別取組 ・サニーロードの情報発信拠点として「城(ぐすく)」(玉城町)の整備 ⇒ 観光案内コーナー等を整備し、4月にリニューアルオープン ・サニーロード合同産直市の開催(各町で開催) ※平成25年度6月補正予算において、「度会町道の駅(仮称)基本構想策定」に対する支援を計上(1,752千円増額補正)。	5,571 (7,323)  ( )は 6月補正後
	R42号沿道の誘客促進事業 大台町 大紀町 紀北町	高速道路の整備が進む中、平成25年の式年遷宮、平成26年の熊野古道世界遺産登録10周年を観光面の絶好の機会と捉え、多くの観光客に高速道路を降りてR42号周辺の観光地を周遊していただけるよう、大台町・大紀町・紀北町が連携してR42号沿道の魅力を広く発信する取組に対し支援を行う。 ①共通取組 ・各町の四季折々のイベント情報等を盛り込んだ総合案内チラシ「大台・大紀・紀北 旬感(しゅんかん)通信(仮称)」の作成 ・総合案内チラシの高速SA(土山、御在所、安濃)や道の駅での配布及び各町の広報紙への折込み ②個別取組 ・R42号の情報発信拠点である道の駅「奥伊勢おおだい」「ふるさとプラザもみじ館」「紀伊長島マンボウ」「道の駅海山」の整備 ・各町別R42号沿線魅力発信マップ等の作成	7,332
子どもの地域学習推進事業	高校生地域人材育成事業 大台町 南伊勢町	次代の地域を担う人材を育成するため、昴学園高等学校(大台町)・南伊勢高等学校(南伊勢町)において、慶應義塾大学の高校生地域人材育成の取組を取り入れ、高校生を対象に、地域との関わり方などについて自ら考え行動する力を育む教育の取組に対し支援を行う。	1,251
	小学生地域魅力発見事業 大台町 大紀町	次代の地域を担う人材を育成するため、七保小学校(大紀町)・宮川小学校(大台町)の総合学習において、地域の魅力を伝え(地域の自然などの宝物さがし等)、地域への愛着心を育む教育の取組に対し支援を行う。	933
企業立地セミナー開催事業	伊勢市 鳥羽市 志摩市 玉城町 度会町 南伊勢町	伊勢志摩地域への企業誘致を促進するため、企業立地促進法に基づく伊勢志摩地域産業活性化協議会が実施する大阪での企業立地セミナーの開催に対し支援を行う。 (企業立地セミナー概要) ・開催日:平成25年8月21日(水) ・場 所:大阪市内のホテル ・参加者:約150人(予定)※関係市町の首長も全員出席予定 ・内 容:第1部:セミナー(地域の紹介、記念講演) 第2部:産業人交流会(立食形式、地域の食材提供)	2,275

平成25年度 南部地域活性化基金の活用状況について

別紙

単位:千円

事業名	関係市町等	取組概要	予算額
婚活支援事業	鳥羽市 熊野市 大台町 玉城町 南伊勢町 紀宝町	県民の幸福実感の向上や定住促進をめざし、市町等が実施する婚活支援事業に対し支援等を行う。 ①県事業 ・婚活ポータルサイトの充実、アドバイザー派遣・婚活講座開催 ②市町の取組 ・伊勢志摩出逢い旅事業(鳥羽市・南伊勢町)、玉城・大台婚活支援事業(玉城町・大台町)、紀南婚活支援事業(熊野市・紀宝町)	2,856
東紀州地域資源 魅力発信事業	尾鷲市 熊野市 紀北町 御浜町 紀宝町	高速道路の延伸や平成26年の熊野古道世界遺産登録10周年を観光面の絶好の機会と捉え、地域への誘客を図るため、東紀州地域の5市町が連携して実施する地域資源を生かした情報発信に対し支援を行う。 〔事業内容〕 ・ガイドブック作成、ホームページ製作、ポスター作成、ダイジェストチラシ作成、マスコミキャラバン実施、PRグッズ作成(のぼり他) ※平成25年度6月補正予算において、御浜町・紀宝町の参画に伴う高速道路SA等でのPR経費に対する支援を計上(2,000千円増額補正)。	6,000 (8,000)  ( )は 6月補正後
人材育成推進事業	13市町の職員等	集落を維持・再生していく取組など、地域住民の主体的な取組をサポートする人材を育成するため、市町職員や地域おこし協力隊等を対象にディスカッションリーダー育成講座を開催する。 ○ディスカッションリーダー育成講座(8回程度) ・講師：慶應義塾大学 飯盛准教授他 ・テレビ会議システムを導入(遠隔講座) ⇒ 5月、県庁に整備済み ※1人あたり25,000円を上限に参加者負担金〔諸収入：25千円×15人=375千円〕	1,606
地域資源を活用した雇用創出事業	南部地域の事業者	新たな雇用の創出や地域経済の活性化を図るため、地域資源を活用して新しい事業展開や事業拡大を行う事業者に対し補助する。 ・事業形態：補助金(補助率：1/2) ・補助対象：県南部地域における民間企業、NPO法人等 ※起業後10～20年(起業後10年までの法人等は、雇用経済部が行う起業支援型地域雇用創造事業を活用)。 ・対象経費：新規雇用に係る直接人件費及び当該取組に係る事業費 ・事業期間：2年間(予定) ・雇用総数：3人 1,750千円(人件費1,250千円+事業費500千円)×3人=5,250千円 ⇒2事業者採択。①丸勢水産有限会社(伊勢市):6月から1名雇用。 ②有限会社小川耕太郎百合子社(尾鷲市):5月から1名募集開始。	5,250

事業名	関係市町等	取組概要	予算額
集落支援モデルの構築事業	志摩市 (平成24年度～)	<p>集落機能を維持するため、志摩市・四日市大学と連携し、志摩市渡鹿野島において集落が抱える課題に対する地域住民の主体的な取組を支援する。</p> <p>【平成24年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・9月13日～14日に四日市大学が合宿を実施。合宿で提案された意見を取りまとめ、10/29に住民ヒアリング、11/1と12/20に住民と学生の話し合いを実施。</li> <li>・2/4には、引き続き住民ヒアリングの結果を検討するとともに、渡鹿野島をテーマにした学生の卒業論文の内容が発表され、フェイスブックを活用した情報発信など具体的取組の提案について意見が交わされた。</li> </ul>	5,438
	尾鷲市 (平成24年度～)	<p>集落機能を維持するため、尾鷲市・慶應義塾大学と連携し、尾鷲市早田および近隣集落（九鬼、三木里、三木浦）において集落が抱える課題に対する地域住民の主体的な取組を支援する。</p> <p>【平成24年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・9/5～9/7に、慶應義塾大学が三重大学とともに「尾鷲まちづくり合宿」を実施。</li> <li>・10/27に「尾鷲まちづくり研究会」を立ち上げ、有志の学生と市民によるワークショップを実施し、10/28にはフィールドワークが行われた。</li> <li>・12/22、23に「第2回尾鷲まちづくり研究会」を開催。</li> <li>・2/23、24に「第3回尾鷲まちづくり研究会」を開催。2/23は学生から各地区の区長に具体的取組の企画提案が行われた。また、2/24は地域の料理教室等に参加し、映像撮影や参加者へのヒアリングを行った。</li> <li>・3/7にはこれまでの協議をふまえ、地域の課題や住民の「思い」に対する提案を学生がまとめ、4地区の住民に対し、「尾鷲市元気プロジェクト2012年度活動報告会」を三木里で実施した。平成24年度の取組の結果、尾鷲市の各地域の地域資源を「食」として捉え、課題に応じた取組の提案がなされた。平成25年度は、提案内容をふまえた具体的な取組を進めていく予定。</li> </ul>	
	南伊勢町 紀北町 御浜町 紀宝町	<p>集落機能を維持するため、市町・三重大学と連携し、モデル地域において集落が抱える課題に対する地域住民の主体的な取組を支援する。</p> <p>&lt;南伊勢町&gt;モデル地域として、礪波浦地域を選定。                  &lt;紀北町&gt;モデル地域として、島勝浦地域を選定。                  &lt;御浜町&gt;モデル地域として、神木地域を選定。                  &lt;紀宝町&gt;紀宝町浅里地区について、平成23年度の紀伊半島大水害の影響により平成24年度の取組を見合わせたが、災害からの復旧状況を踏まえつつ、モデル地域として選定。</p>	
集落支援モデル課題解決事業	尾鷲市 志摩市	<p>集落支援モデルの構築事業の取組を通じて、地域住民の合意形成がなされ、地域住民が主体的に取り組む意向がある事業について、補助金により支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業形態：補助金(補助率：1/2)</li> <li>・限度額：500千円</li> <li>・補助対象：市町</li> </ul> <p>※地域住民の合意形成については協議等に時間を要することから、原則、モデル地域としての取組を開始して2年目以降の地域を対象とする。</p>	1,000

※南部地域活性化基金の残高について

平成25年度6月補正予算において、2件の基金事業3,752千円を計上することで、予算額ベースで平成25年度末の基金残高は、6,725千円になる見込みです。

・55,000千円(平成24年度積立金) - 1,555千円(平成24年度9月補正) + 56千円(平成24年度最終補正利子) = 53,501千円(平成24年度末残高)

・53,501千円 - 43,462千円(平成25年度当初予算基金活用事業計) + 375千円(諸収入) - 3,752千円(平成25年度6月補正) + 63千円(平成25年度利子見込分) = 6,725千円(平成25年度末残高見込)

**9 審議会等の審議状況**  
(平成25年2月27日～平成25年6月3日)

1 審議会等の名称	三重県固定資産評価審議会
2 開催年月日	平成25年3月12日
3 委員	会長 川上 忠臣 委員 滝澤 多佳子 他7名
4 諮問事項	平成25年度の固定資産（土地）に係る提示平均価額について
5 調査審議結果	原案について承認を得ました。
6 備考	

1 審議会等の名称	平成25年度第1回三重県スポーツ推進審議会
2 開催年月日	平成25年5月22日
3 委員	会長 鶴原 清志 副会長 馬瀬 隆彦 委員 石川 郷子 他11名
4 諮問事項	「第7次三重県スポーツ振興計画（H23-H26）」の次の計画等、本県スポーツのめざすべき姿について
5 調査審議結果	本県スポーツのめざすべき姿について、様々な視点から審議・ご意見を頂きました。
6 備考	第2回審議会は、10月中旬に開催予定。